

令和 8 年 度

保健福祉行政の概要

宮城県保健福祉部

目 次

1 保健福祉部の組織図及び分掌事務	5
2 保健福祉部の重点方針	13
3 保健福祉部の主要事業概要	23
4 主要な計画の概要	71
5 指定管理施設の概要	83
6 附属機関の概要	91

1 保健福祉部の組織図 及び分掌事務

保健福祉部各課室の分掌事務

〔保健福祉総務課〕

- 1 保健福祉行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 保健福祉事務所及び保健所に関すること。
- 3 保健統計及び福祉統計に関すること。

〔社会福祉課〕

- 1 社会福祉施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 社会福祉事業に関すること。
- 3 だれもが住みよい福祉のまちづくり施策の企画及び推進に関すること。
- 4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- 5 地域における福祉活動等の推進に関すること。
- 6 地域生活支援の推進に関すること。
- 7 福祉関係の人材の育成に関すること。
- 8 民生委員に関すること。
- 9 生活保護に関すること。
- 10 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- 11 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- 12 未帰還者及び未帰還者留守家族の援護に関すること。
- 13 戦没者の遺骨及び遺留品の伝達に関すること。
- 14 引揚者の援護に関すること。
- 15 常盤台霊苑及び宮城之塔に関すること。
- 16 旧軍人、軍属の栄典等に関すること。
- 17 旧軍人、軍属及びその遺族の恩給に関すること。
- 18 その他旧軍人、軍属等の援護に関すること。
- 19 社会福祉協議会に関すること。
- 20 生活困窮者の自立支援に関すること。
- 21 地方再犯防止推進計画に関すること。

〔医療政策課〕

- 1 医療行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の施行に関すること。
- 3 医師及び歯科医師に関すること（医療人材対策室の所管に属するものを除く。）。
- 4 歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、義肢装具士及び言語聴覚士に関すること。
- 5 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関すること。
- 6 死体の解剖及び保存に関すること。
- 7 小児総合医療に関すること。
- 8 地域医療（へき地医療を含む。）及び救急医療に関すること。

[県立病院再編室]

- 1 地方独立行政法人宮城県立こども病院及び地方独立行政法人宮城県立病院機構に関すること。
- 2 仙台医療圏における病院再編（宮城県立精神医療センター及び宮城県立がんセンターに係るものに限る。）に関すること。

[医療人材対策室]

- 1 医師の確保に関すること。
- 2 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること。
- 3 旧高等看護学校に関すること。
- 4 医療従事者の勤務環境整備に関すること。

[長寿社会政策課]

- 1 長寿社会行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 介護保険に係る事業の推進に関すること。
- 3 地域包括ケア施策の総合的な調整に関すること。
- 4 認知症高齢者対策の総合的な調整に関すること。
- 5 社会福祉士及び介護福祉士に関すること。
- 6 高齢者の福祉に関すること。
- 7 高齢者福祉計画に関すること。
- 8 シルバーサービス産業に関すること。
- 9 高齢者生活支援・生きがい健康づくりに関すること。
- 10 老人福祉施設に関すること。
- 11 在宅老人福祉対策に関すること。
- 12 敬老事業に関すること。
- 13 介護研修センターに関すること。
- 14 介護人材に関すること。

[健康推進課]

- 1 健康対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 健康づくりの推進に関すること。
- 3 食育の推進に関すること。
- 4 広域健康増進センター及び市町村保健センターに関すること。
- 5 健康・栄養調査、栄養改善及び専門的な栄養指導に関すること。
- 6 特定給食施設における栄養管理に関すること。
- 7 栄養士及び調理師に関すること。
- 8 特別用途食品、健康保持増進効果等についての表示（医薬品及び医薬部外品に係るものを除く。）に関すること。
- 9 食品表示基準に関すること（栄養及び健康に係るものに限る。）。
- 10 生活習慣病予防に関すること。

- 11 歯科保健に関すること。
- 12 がん対策の推進に関すること。

[疾病・感染症対策課]

- 1 感染症の予防及び保健指導に関すること。
- 2 ハンセン病療養所入所者及びその親族の援護に関すること。
- 3 原爆被爆者に対する医療の給付等及び特別手当等の支給に関すること。
- 4 指定難病その他の難治性疾患等に関すること。

[子育て社会推進課]

- 1 児童福祉行政及び母子保健行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 児童福祉思想の普及啓発に関すること。
- 3 少子化対策の推進に関すること。
- 4 地域の子育て支援施策の推進に関すること。
- 5 児童の健全育成に関すること。
- 6 保育に関すること。
- 7 児童の療育に関すること。
- 8 児童の医療費助成に関すること。
- 9 児童委員及び主任児童委員に関すること。
- 10 母子保健に関すること。

[子ども・家庭支援課]

- 1 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉に関すること。
- 2 困難な問題を抱える女性の福祉に関すること。
- 3 児童の養育に関すること。
- 4 子どもの貧困対策に関すること。
- 5 家庭相談員、母子・父子自立支援員及び女性相談支援員に関すること。
- 6 子ども総合センター、児童相談所、女性相談支援センター、母子・父子福祉センター、さわらび学園、さくらハイツ及びコスモスハウスに関すること。

[障害福祉課]

- 1 障害福祉行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 障害者（児）の福祉に関すること。
- 3 心身障害者扶養共済に関すること。
- 4 障害者（児）の医療費助成（精神保健推進室の所管に係るものを除く。）に関すること。
- 5 リハビリテーションの推進に関すること。
- 6 リハビリテーション支援センター、啓佑学園、第二啓佑学園、船形の郷、援護寮、七ツ森希望の家、障害者福祉センター、障害者総合体育センター及び視覚障害者情報センターに関すること。

[精神保健推進室]

- 1 精神保健行政の企画及び調整に関する事。
- 2 自立支援医療（精神障害に係るものに限る。）に関する事。
- 3 発達障害（発達障害者支援センターの運営に関する事を除く。）に関する事。
- 4 精神保健福祉センターに関する事。

〔薬務課〕

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）の施行に関する事。
- 2 薬剤師に関する事。
- 3 毒物及び劇物の指導取締りに関する事。
- 4 麻薬、向精神薬、あへん、大麻、覚醒剤等の指導取締りに関する事。
- 5 薬物の濫用の防止に関する事。
- 6 緊急医薬品及び非常災害用医薬品に関する事。
- 7 薬用植物の知識等の普及啓発に関する事。
- 8 採血及び供血あっせん業の指導取締りに関する事。
- 9 献血事業の推進に関する事。
- 10 臓器及び骨髄等の移植に関する事。
- 11 薬事経済調査に関する事。
- 12 温泉に関する事。
- 13 薬事関係団体の育成指導に関する事。

〔国保医療課〕

- 1 国民健康保険事業に関する事。
- 2 国民健康保険者、国民健康保険団体連合会及び保険医療機関等の指導監督に関する事。
- 3 国民健康保険審査会に関する事。
- 4 後期高齢者医療に関する事。
- 5 後期高齢者医療広域連合に対する助言及び援助に関する事。
- 6 後期高齢者医療審査会に関する事。

2 保健福祉部の重点方針

令和8年度 保健福祉部の重点方針

1 基本方針

■新・宮城の将来ビジョンの着実な推進

県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」の6年目に当たる令和8年度は、政策推進の基本方向の柱である「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」について、次世代育成・応援基金なども活用しながら、幅広い取組を推進します。

少子化等の進行により本格化する人口減少への対応は、本県においても喫緊の課題となっております。人口減少の加速は、地域経済や社会に大きな影響を及ぼすおそれがありますが、県民一人ひとりが幸福を実感し、地域の活力を維持するため、社会全体で子育て世代を支えながら、未来を担う全ての子どもの健やかな成長を後押しするなど、「子育てしやすい宮城県」への転換に向けた取組を進めていきます。

また、「宮城県地域医療計画」や「宮城県地域福祉支援計画」など、保健福祉部の各分野の計画等に基づき、在宅医療などの医療提供体制の確立のほか、政策医療の課題解決や保健・医療・福祉分野等の連携による地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、介護サービス・障害福祉サービスの提供体制の整備等を着実に推進していきます。

このほか、人口の本格的な減少局面を迎える中で効率的・効果的に行政サービスを提供できるよう、DXによる「変革みやぎ」の実現に向けてデジタル技術を活用して業務効率や生産性の向上を図る取組を推進するほか、多様な主体と連携しながら、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の実現に向けて取り組んでいきます。

■被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート

東日本大震災の発生以降、宮城県震災復興計画のもと、被災した医療機関や社会福祉施設の復旧、保健・医療・福祉サービスの回復を図るとともに、応急仮設住宅による住まいの確保や、被災者の見守り、健康調査などを実施したほか、地域の支え合い活動支援や心のケア対策などを通じて、被災された方々が安心して暮らせるための取組を全力で推進してきました。

地域課題が複雑化するなか、復興完了に向けては、今後も被災者の心のケア等、実情に応じた継続的な対応が不可欠であり、引き続き被災者への相談支援や孤立防

止のための見守り活動など、被災者が安心して暮らせるよう、市町村や関係団体と連携しながら丁寧なサポートに取り組んでいきます。

2 重点項目

(1) 結婚・出産・子育てを応援する環境の整備

「みやぎこども幸福計画」に基づき、結婚し、子どもを生ま育てることを望む人の希望がかなえられるよう、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援を行うとともに、子ども・子育て施策の総合的な推進に取り組めます。

結婚支援については、AIマッチングシステムを活用した出会いの機会拡大に向けた支援のほか、高校生や大学生等を対象に妊娠・不妊・出産に対する正しい知識の普及や、ライフプランの形成支援に取り組めます。

妊娠・出産、子育てに関する支援については、地域の実情に応じて市町村が行う少子化対策への支援の更なる拡充や、不妊検査・不妊治療へ助成を行う市町村への支援のほか、新たに妊産婦のメンタルヘルス対策の推進や、特定妊婦等に対する生活援助の取組への支援に加え、産後ケアサービスの受入拡充に向けた助成や体制整備を拡充するとともに、結婚から子育てまで切れ目なく支援する応援パスポートの普及促進、子どもが生まれた世帯に対する地域ポイントの付与、置き型授乳室の設置、先天性の難病を早期に発見するための検査に関する国の実証事業への参画と、新たに小児入院患者の家族が付き添い等を行う環境の整備への助成などに取り組む、社会全体で結婚や子育てを応援する気運の醸成に努めます。また、引き続き、周産期・小児医療従事者の確保や体制の構築、地域で安心して暮らすための障害児支援体制の強化に取り組めます。

そのほか、一時預かり事業や放課後児童クラブなどの地域における子ども・子育ての取組を支援するほか、子育て世帯に対する支援として、引き続き、乳幼児医療費助成や小学校入学準備支援等の実施、幼児教育・保育の無償化により経済的負担の軽減を図るとともに、「こども誰でも通園制度」を実施する市町村への助成や、子ども・若者の意見を政策に反映させるための意見聴取の場の設定に取り組めます。

保育所等利用待機児童の早期解消については、「保育政策の新たな方向性」に基づき、保育所等の整備支援、認定こども園への移行支援に取り組むとともに、保育士の確保・定着や離職防止、保育士人材バンクの運営に加え、保育施設における生

成A Iを活用した業務効率化の推進にも取り組んでいきます。

(2) 家庭・地域等の連携・協働による子どもを支える体制の構築

「みやぎこども幸福計画」に基づき、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策事業を行う市町村や、フードバンク活動及び子ども食堂などに取り組む団体を支援するとともに、様々な問題を抱える子どもや家庭に対する支援として、生活困窮家庭の子どもを対象とした学習・生活支援のほか、ひとり親家庭の養育費等の履行確保や面会交流の促進に向けた支援を行います。また、ヤングケアラーへの支援体制の強化を図るため、民間団体と連携しながら、関係機関職員向け研修や児童・生徒向けの研修、コーディネーター派遣、電話・SNS相談の実施、ピアサポーター等によるオンラインサロンなどを実施します。

児童虐待防止対策等については、児童相談所共通ダイヤルの受付やSNSを活用した相談の実施、家族再統合の支援、施設を退所した児童等へのアフターケアなどに継続して取り組み、児童虐待の防止や発生時の迅速な対応から虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで、切れ目のない支援を行います。また、児童虐待相談件数の増加や相談内容の複雑化に対応するため、児童相談所におけるDXによる業務効率化に継続して取り組みます。

また、「宮城県社会的養育推進計画」に基づき、里親委託率の向上を目指して、引き続き里親支援センターと連携し、里親制度の普及促進や里親の育成・支援体制の強化を行うとともに、児童養護施設の整備や人材確保を支援し、子どもの安定した養育環境の確保を図ります。また、社会的擁護を受ける子どもの意見表明など権利擁護に係る取組を進めます。

(3) 就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進

県・市町村・社会福祉協議会等で構成する「宮城県地域共生社会推進会議」等の取組により、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談・支援体制の構築等を進め、困難な課題を抱えるあらゆる人を地域で支える地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

生活状況が不安定なひとり親家庭に対して、就業相談や就業情報の提供を行うとともに、就職や生活の安定に資する資格取得を促進する教育訓練給付等を行い、自

立した生活ができるよう支援するとともに、引き続き子どものための体験型事業に取り組みます。

生活困窮者の自立促進については、困窮状態からの早期脱却を図れるよう、相談窓口の設置や就労に向けた支援など状況に応じた取組を継続して実施します。

障害者の就業・生活支援については、障害者が地域において自立して生活できる工賃収入の実現に向け、「第五期宮城県工賃向上支援計画」に基づき、事業所に対する経営支援や共同受注等による販路拡大支援を継続するとともに、県内企業等で構成される応援組織により、継続的かつ安定的な受注機会の確保に取り組むほか、ITスキルの向上や業務受注体制の整備、行政文書等のデジタル化の推進に取り組みます。また、ひきこもりを含めた就労困難者に対し、障害福祉サービスを活用した一般就労移行に向けた取組を継続して行います。

(4) 生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供

生涯を通じた健康づくりについては、企業・団体、保険者、行政機関等が参画する「スマートみやぎ健民会議」を核として、デジタル身分証アプリなどを活用した取組を推進するとともに、産学官連携による減塩や野菜摂取量の増加を促す食環境づくりの推進、健診データの分析等に基づいた生活習慣病の予防や重症化対策に取り組むなど、全てのライフステージを通じた切れ目のない健康支援体制の構築に取り組めます。

また、県民一人一人が健康状態やライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりができるよう、支援体制の充実を図るとともに、在宅の要介護者や障害のある方の口腔ケアを実施する体制整備や人材育成支援、働き盛り世代の歯周病予防対策などに取り組めます。

さらに、「第4期宮城県がん対策推進計画」に基づく総合的ながん対策の推進に加え、がん医療提供体制の均てん化などを図るための県独自の指定病院を支援します。このほか、若年のがん患者に対する生殖機能温存治療や在宅療養の費用の助成を行うとともに、骨髄提供者への助成による骨髄提供を行いやすい環境の整備や造血幹細胞移植を受けた小児がん患者のワクチン再接種費用の助成などに取り組めます。

循環器病対策については、脳卒中・心臓病等総合支援センターにおいて、相談支

援のほか、循環器病の予防や正しい知識の普及啓発等を行います。

国民健康保険については、第3期宮城県国民健康保険運営方針に基づき、市町村と十分に連携しながら安定した制度運営を行います。

安全で良質な医療を将来にわたって持続的かつ安定的に提供していくため、「第8次宮城県地域医療計画」に基づき、医療に関する各種施策を総合的に推進していきます。また、新興感染症等の発生に備えるため、必要な医療提供体制の整備を進めるとともに、ポスト・コロナの社会的変化に対応した、きめ細かな保健・医療・福祉の提供に努めていきます。

医療人材の確保、偏在解消については、医療従事者が働きやすい職場環境の整備や就労環境の改善等に取り組むとともに、医療分野における外国人材の活用に向けた理解促進、医学生に対する修学支援やキャリア形成支援、看護師の県内定着支援、薬剤師や歯科技工士を目指す学生の修学資金の貸し付けによる確保対策を進めるほか、新たに県の無料職業紹介事業においてデジタル技術を活用した看護職員の就職マッチングのモデル実証を行います。また、医師少数地域等の医療アクセスの維持・向上を図るためオンライン診療の普及促進にも取り組みます。

さらに、新たな地域医療構想も見据え、病床機能の分化・連携を適切に推進し、医療機関相互の協力・役割分担による機能集約を支援するとともに、仙台医療圏における病院の再編では、仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合による新病院の整備を支援するほか、県立精神医療センターについては、老朽化対策を講じつつ、県全体で求められる精神医療機能を踏まえた建替に向けた検討を行います。また、富谷市と東北医科薬科大学が整備を進める新病院の円滑な開院に向けて、支援策の具体化を進めるなど、政策医療の課題解決に取り組みます。

救急医療については、ドクターヘリの運航や地域の救命救急センターの運営支援、おとな救急電話相談の24時間運用等のほか、災害時に使用する可搬式の仮設調剤室導入への支援や、災害時等における歯科医療活動の体制整備を進めるとともに、救急搬送の効率化に向けたシステムの機能強化を進めます。

高齢者福祉については、「第9期みやぎ高齢者元気プラン」に基づき、医療・介護等の様々なサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、要介護状態を招くおそれのある高齢者のフレイル対策や、地域住民主体による支え合いの推進、市町村における権利擁護の取組支援、認知症の人とその家族を地

域で支えるための体制づくりを進めます。

また、喫緊の課題である介護人材の確保・養成・定着を図るため、テクノロジー機器導入による介護事業所の勤務環境改善を一層推進するとともに、中高生や保護者、教員など幅広い世代に対する介護のイメージアップを図ります。外国人介護人材の確保に向けては、特定技能外国人の受入支援や、受入施設の環境整備及び外国人の資格取得等の定着支援に取り組みます。

さらに、特別養護老人ホームや地域密着型サービス施設などの介護基盤の整備を地域の実情に応じて計画的に推進するとともに、介護保険の適正な制度運営等を継続して進めていきます。

(5) 安心して暮らせる社会の実現

障害者への支援については、「みやぎ障害者プラン」及び「宮城県障害福祉計画」に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発や相談支援等の取組を進めるとともに、障害福祉サービスの提供体制の整備を計画的に推進します。

「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」や「手話言語条例」に基づき、障害等に対する理解を深めるための普及啓発のほか、障害の特性に応じた多様な意思疎通や情報手段の確保に努めるとともに、障害のある人とない人との相互理解を図るため、障害者差別の解消に向けた交流機会の創出に加え、新たに、パラスポーツを通じた相互理解・健康促進に取り組みます。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備については、各圏域におけるアドバイザーの配置や入院者の訪問支援に加え、新たに、グループホーム施設整備補助や難治性精神疾患に対する治療の普及にも取り組みます。

そのほか、グループホームや就労支援事業所など地域において自立した生活を送るための施設整備を行うとともに、「宮城県船形の郷」において、県立施設としてのセーフティネット等の役割を担い、支援の充実に取り組みます。

障害福祉サービスの質の向上については、障害福祉サービス事業所等が行う職員の処遇改善やICT導入・活用による業務改善などの取組を支援し、介護人材の確保・育成を推進します。

また、発達障害者支援センター等による発達障害児者への支援や、市町村が行う障害者医療費助成事業への補助を継続して実施するとともに、医療的ケア児等相談支

援センターにおいて、医療的ケア児やその家族を総合的に支援するほか、家族のレスパイトのための医療型短期入所事業所の開設促進や、災害時における市町村の支援体制整備に取り組みます。このほか、成人移行支援センターにおいて、小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病の患者に対し、必要となる支援に取り組みます。

ひきこもり支援については、ひきこもり地域支援センターにおいて、当事者・家族支援や関係機関への支援を推進するほか、オンライン活用による居場所支援により、本人の社会参加の支援・孤立防止に取り組むとともに、より住民に身近な市町村による取組を促します。

また、自死対策の推進については、「宮城県自死対策計画」に基づき、自死の背景にある健康や経済的問題等の対策について、関連施策の連携により総合的な取組を推進するとともに、県民一人ひとりの気づきと見守りを促すために、ゲートキーパー養成や普及啓発等に市町村や民間団体等と連携して取り組みます。

(6) 被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート

災害公営住宅等への訪問等を通じた見守り活動や相談対応など、これまで市町が実施してきた事業の通常事業への移行を支援し、被災者が地域で安心して生活できるよう引き続き取り組んでまいります。

また、「東日本大震災みやぎ子ども育英基金」を活用し、引き続き、震災等を契機とした養育不安、養育困難となった家庭の養育環境の改善へ向けた取組を実施します。

なお、被災された方々の心のケアへの対応については、令和7年度末で終了した「心のケアセンター」の知見と教訓をしっかりと継承していきます。

3 保健福祉部の主要事業概要

主 要 事 業 概 要

1 事業名	被災地域福祉移行支援事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 被災地域福祉推進事業費		
2 当初予算額	25,000千円	3 担当課	保健福祉部社会福祉課 (TEL:211-2519)
4 目的	各市町が実施する被災者への相談支援や孤立防止のための見守り活動等に対する支援を通じて、国の10割補助であった交付金事業から一般施策への円滑かつ確実な移行を図ることを目的とする。		
5 事業概要	<p>1 概要</p> <p>災害公営住宅等における被災者への相談支援や孤立防止のための見守り活動について、本県における国の被災者支援総合交付金が令和7年度で終了することを踏まえ、これまで事業を実施してきた各市町が介護保険制度等の一般施策を活用して見守り支援を継続する場合に、各市町の財政的負担に対する支援を通じて、一般施策への円滑かつ確実な移行を図る。</p> <p>2 補助対象</p> <p>被災者支援総合交付金を活用して「被災者見守り・相談支援事業」を実施してきた市町が、既存の国制度等を活用して見守り支援を継続する場合に、市町負担割合を超える分の一部を補助する。</p> <p>3 補助率等</p> <p>(1) 補助率：令和8年度 3/4</p> <p>(2) 財 源：東日本大震災復興基金</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	救急搬送情報共有システム機能強化事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 救急医療情報システム運営費		
2 当初予算額	46,134千円	3 担当課	保健福祉部医療政策課 (TEL:211-2622)
4 目的	令和7年度から仙台市消防局で運用する新たな救急搬送情報共有システムと連携することができるシステムを仙台及び仙南医療圏の消防本部に導入することで、救急搬送の更なる効率化を図る。		
5 事業概要	<p>1 事業内容</p> <p>令和9年度から新たな救急搬送情報共有システムを導入できるよう、システムの開発、関連資機材の調達及びプレ運用を実施するもの。</p> <p>2 導入地域</p> <p>仙台及び仙南医療圏の消防本部 (名取市消防本部、塩釜地区消防事務組合消防本部、黒川地域行政事務組合消防本部、あぶくま消防本部、仙南地域広域行政事務組合消防本部)</p> <p>3 新たな救急搬送情報共有システムの機能</p> <p>(1) AI-OCRにより患者情報を効率的に確認する機能</p> <p>(2) 救急隊がタブレット端末を用いて患者情報(テキスト、画像等)を医療機関と円滑に共有する機能</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	救急電話相談事業 (各課別歳出予算概要事業名) 救急医療確保対策費		
2 当初予算額	41,423千円	3 担当課	保健福祉部医療政策課 (TEL:211-2622)
4 目的	県民からの急なけがや病気に係る相談に看護師等が応対し、受診の必要性や対処方法等について必要な助言等を行うことで、不安を解消するとともに、救急医療の適正利用につなげ、医療機関・消防機関の負担を軽減する。		
5 事業概要	<p>1 事業内容</p> <p>急な病気やけがに対する電話相談に看護師等が応対し、症状等を聴取の上、受診の必要性や対処方法等について必要な助言を行うほか、受診可能な医療機関の案内等を実施するもの。</p> <p>2 対象地域</p> <p>宮城県内全域</p> <p>3 電話番号</p> <p>(1) プッシュ回線 : #7119</p> <p>(2) プッシュ回線以外 : 022-706-7119</p> <p>4 対応時間</p> <p>毎日24時間</p> <p>5 相談体制</p> <p>看護師、オンコール医師</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	小児入院患者付添等環境改善事業 (各課別歳出予算概要事業名) 周産期・小児医療対策事業費		
2 当初予算額	12,820千円	3 担当課	保健福祉部医療政策課 (TEL:211-2622)
4 目的	入院中のこどもに付き添う家族の休息確保が課題とされていることから、休憩スペースの整備や簡易ベッド等の購入費を助成し、環境改善を図る。		
5 事業概要			
<p>1 事業内容</p> <p>こどもや家族が安心して入院生活を送ることができる環境を整備し、こどもの心身の健やかな成育と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るもの。</p> <p>(1) 環境改善のための修繕の実施</p> <p>付添い家族が休息するスペースの設置、通信環境(WiFi)の整備</p> <p>(2) 環境改善のための物品等の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付添い家族が利用できる簡易ベッドや寝具、家族の食事のための調理器具(電子レンジ等)などの購入 ・家族が付添い入院できない場合に、小児患者と家族がオンライン通話を行うためのタブレット端末等の購入 <p>2 対象医療機関</p> <p>小児入院医療管理料を届け出ている医療機関</p>			

主 要 事 業 概 要

1 事業名	地域医療介護総合確保基金積立金（医療分）																
	（各課別歳出予算概要事業名） 基金造成費																
2 当初予算額	13,271,574千円	3 担当課	保健福祉部医療政策課 （TEL：211-2618）														
4 目的	地域医療介護総合確保基金条例に基づき、令和8年度計画事業の実施に要する経費及び運用益を基金に積み立てるもの。																
5 事業概要	<p>1 令和8年度計画の実施に係る基金積立金 13,200,876千円 事業に必要な財源のうち3分の2は国が、3分の1は地方が負担する（医療介護総合確保促進法第6条）。</p> <p>※ ただし、区分Ⅰ－2「地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に 関する事業」に係る財源については、国庫10/10。</p> <p>【区分別内訳（過年度基金執行分を含まない）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅰ－1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業</td> <td>11,528,524千円 （うち仙台赤十字病院とがんセンターの統合に向けた積立金 11,416,143千円）</td> </tr> <tr> <td>Ⅰ－2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に 関する事業</td> <td>159,144千円</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業</td> <td>312,467千円</td> </tr> <tr> <td>Ⅳ 医療従事者の確保に関する事業</td> <td>1,105,517千円</td> </tr> <tr> <td>Ⅵ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備 に関する事業</td> <td>95,224千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13,200,876千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 基金運用益（財産収入） 70,698千円</p>			区 分	金 額	Ⅰ－1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	11,528,524千円 （うち仙台赤十字病院とがんセンターの統合に向けた積立金 11,416,143千円）	Ⅰ－2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に 関する事業	159,144千円	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業	312,467千円	Ⅳ 医療従事者の確保に関する事業	1,105,517千円	Ⅵ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備 に関する事業	95,224千円	計	13,200,876千円
区 分	金 額																
Ⅰ－1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	11,528,524千円 （うち仙台赤十字病院とがんセンターの統合に向けた積立金 11,416,143千円）																
Ⅰ－2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に 関する事業	159,144千円																
Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業	312,467千円																
Ⅳ 医療従事者の確保に関する事業	1,105,517千円																
Ⅵ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備 に関する事業	95,224千円																
計	13,200,876千円																

主 要 事 業 概 要

1 事業名	病床機能再編支援事業										
	(各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費										
2 当初予算額	159,144千円	3 担当課	保健福祉部医療政策課 (TEL:211-2618)								
4 目的	地域医療構想の実現のため、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有する医療機関に対し、病床数の最適化に必要な支援を行うもの。										
5 事業概要	<p>次の事業メニューにより財政支援するもの。</p> <p>○ 単独支援給付金支給事業</p> <p>県内の病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有する医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給するもの。</p> <p>【令和8年度対象医療機関数及び支給額（見込み）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業メニュー</th> <th>対象医療機関数</th> <th>支給対象病床数</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独支援給付金 支給事業</td> <td>4医療機関</td> <td>78床</td> <td>159,144千円</td> </tr> </tbody> </table>			事業メニュー	対象医療機関数	支給対象病床数	支給額	単独支援給付金 支給事業	4医療機関	78床	159,144千円
事業メニュー	対象医療機関数	支給対象病床数	支給額								
単独支援給付金 支給事業	4医療機関	78床	159,144千円								

主 要 事 業 概 要

1 事業名	精神医療センター建替検討事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 精神医療センター建替検討事業費		
2 当初予算額	22,000千円	3 担当課	保健福祉部県立病院再編室 (TEL:211-2211)
4 目的	<p>県立精神医療センターの早期建替えに向けて、建替え後の精神医療センターの在り方を踏まえながら、地方独立行政法人宮城県立病院機構と連携し、より具体的な施設の構成や配置などを定めた基本計画を策定するために、専門的知見を有するコンサルタントに業務を委託する。</p>		
5 事業概要	<p>精神医療センター建替えに係る基本計画の策定業務支援に係る委託</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	仙台医療圏病院再編事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費		
2 当初予算額	285,124千円	3 担当課	保健福祉部県立病院再編室 (TEL:211-2675)
4 目的	本県の政策医療の課題解決を前進させるとともに地域医療構想を推進するために行う仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合に当たり、仙台赤十字病院に対して新病院の整備に必要な経費の一部を補助するもの。		
5 事業概要	<p>1 対象経費 仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合新病院の基本設計に要する経費</p> <p>2 補助率 2/3以内</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	女性医師就労支援事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費		
2 当初予算額	28,949千円	3 担当課	保健福祉部医療人材対策室 (TEL:211-2686)
4 目的	女性が妊娠・出産・育児の期間をとおして仕事を継続できるよう働きやすい環境を整備し、就労環境の改善及び離職防止を図り、医師確保対策に資する。		
5 事業概要	<p>女性医師等就労支援事業【補助】</p> <p>1 補助対象施設 女性医師等の復職研修、又は就労環境改善に取り組む県内の医療機関</p> <p>2 補助対象事業 (1) 女性医師等の離職防止や再就職の促進を図るため、指導医のもとで実施する復職研修（復職後に実施する研修については、復職から3か月までに実施するものに限る。）。</p> <p>(2) 女性医師等が仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境を整備する取組で、次に掲げるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間勤務の導入 ・出勤希望日制の導入及び宿日直の免除 ・保育所以外の育児支援（ベビーシッターの雇上等） ・院内での就労改善委員会の設置 ・その他、女性医師等の就労環境の改善に向けた取組 <p>3 補助基準額 1箇所あたり11,140千円 補助率：1／2</p> <p>4 補助対象施設 13病院（想定）</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	医療機関勤務環境改善事業 (各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費		
2 当初予算額	292,002千円	3 担当課	保健福祉部医療人材対策室 (TEL:211-2686)
4 目的	医師、看護師等の医療従事者の離職防止や医療安全等を図るため、勤務環境の改善に取り組む医療機関に対して必要な支援を行う。また、令和6年4月から開始された医師に対する時間外労働等の上限規制への対応として、労働時間短縮のための取組を支援する。併せて、外国人人材の活用に向けセミナーを開催する。		
5 事業概要	<p>1 医療機関の勤務環境改善に向けた取組への支援【補助・委託】284,078千円</p> <p>(1) 医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要する経費を支援 95,224千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助上限額：1医療機関133千円×最大使用病床数 ・補助率：2/3 ・補助対象医療機関：年間救急車受入件数1000件以上2000件未満(※)など一定の要件を満たす医療機関 <p>(※)2000件以上は診療報酬による対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付要件：医師の労働時間短縮のための計画を策定し取り組むことなど <p>(2) 医療業務補助者の配置に要する経費を支援 161,280千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象人数：2人まで 補助基準額：1人月額18万円 補助率：2/3 <p>(3) 勤務環境改善計画の作成や目標達成のための取組に要する経費を支援24,244千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額：1病院75万円((4)の対象の場合300万円) 補助率：2/3 <p>(4) 社会保険労務士の伴走支援による労務管理・勤務環境改善モデル形成 3,330千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士への委託により医療機関の労務管理・勤務環境改善を伴走支援 <p>2 宮城県医療勤務環境改善支援センターの運営【委託】4,810千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年11月設置 委託先：県医師会 ・支援センターでは、宮城労働局が設置している宮城医療労務管理支援センターと連携し、医療労務管理や医業経営分野の専門家であるアドバイザーが医療機関に対する相談支援等を行う <p style="text-align: right;">(次頁あり)</p>		

3 外国人人材活用促進事業【委託】3,000 千円

- ・外国人人材の活用に向け、理解促進・機運醸成のためのセミナーを2回（想定）開催

4 その他【旅費等】114 千円

主 要 事 業 概 要

1 事業名	介護テクノロジー導入支援事業 (各課別歳出予算概要事業名) 介護職員勤務環境改善支援事業費 障害福祉施設支援費		
2 当初予算額	413,310千円	3 担当課	保健福祉部長寿社会政策課 (TEL:211-2554) 保健福祉部障害福祉課 (TEL:211-2544)
4 目的	介護テクノロジーの活用による介護・障害福祉現場の生産性向上の取組を推進することにより、職場の環境改善や業務負担の軽減を図るもの。		
5 事業概要	<p>1 介護施設等に対する支援</p> <p>(1) 介護テクノロジー導入支援事業 396,853千円 介護事業所が介護テクノロジー機器を導入する経費等に対して補助するもの。</p> <p>(2) 介護生産性向上総合相談センター運営事業 4,409千円 介護事業所の生産性向上に向けた取組を推進するため、介護事業所が相談できるワンストップ窓口を設置するもの。また、セミナーや展示会の開催、機器の試用貸出を行うもの。</p> <p>(3) ケアプランデータ連携システム普及啓発事業 252千円 ケアマネ事業所と居宅サービスの間でのケアプランデータ連携システムの活用を促進するため、普及啓発を実施するもの。</p> <p>(4) 小規模事業所伴走支援事業 1,796千円 経営の協働化も含めた職場環境改善を推進するため、小規模事業所に対するICT機器導入等の伴走支援を行うもの。</p> <p>2 障害福祉施設等に対する支援</p> <p>障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業 10,000千円 障害者支援施設が介護ロボット・ICT機器等を導入する経費等に対して補助するもの。</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	地域包括ケア総合推進・支援事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 地域包括ケア総合推進・支援費		
2 当初予算額	30,107千円	3 担当課	保健福祉部長寿社会政策課 (TEL:211-2552)
4 目的	<p>本県における高齢者数及び高齢化率はともに増加傾向にある。中でも後期高齢者の増加が顕著であることから、フレイル（虚弱）及び要支援、要介護の高齢者が今後さらに増加すると予測される。</p> <p>このため、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、市町村が地域住民や専門職等と連携し、地域の多様な資源を活用しながら効果的・効率的な地域支援事業を実施することができるよう、広域的な観点から市町村支援を実施するもの。</p>		
5 事業概要	<p>1 総括的事業</p> <p>(1) 宮城県介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会の設置・運営</p> <p>(2) 地域包括ケア推進会議の設置・運営</p> <p>2 現状分析、実情把握、地域課題分析、実績評価支援事業</p> <p>(1) 地域課題分析・実績評価研修会の開催</p> <p>(2) 市町村データの分析・調査</p> <p>3 自立支援・重度化防止等に向けた地域ケア会議、介護予防に関する市町村支援事業</p> <p>(1) 加齢性難聴市町村支援事業</p> <p>(2) アドバイザー派遣、先行自治体視察支援</p> <p>4 リハビリテーション専門職等の活用支援事業</p> <p>(1) リハビリテーション専門職等の広域派遣調整に係る関係者連絡会の開催</p> <p>(2) 地域の実情に応じた課題解決及び人材育成に関する研修会の開催</p> <p>(3) リハビリテーション専門職等の人材育成研修会の開催</p> <p>5 在宅医療・介護連携市町村支援事業</p> <p>(1) アドバンス・ケア・プランニング（ACP）研修会の開催</p> <p>(2) 在宅医療・介護連携市町村支援事業</p> <p>6 一般県民への普及啓発</p> <p>マスコミ、SNS、イベント等を活用し、フレイル予防の正しい知識・理解を普及啓発する。</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	介護人材確保対策緊急アクションプラン推進事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費		
2 当初予算額	107,290千円	3 担当課	保健福祉部長寿社会政策課 (TEL:211-2554)
4 目的	第9期みやぎ高齢者元気プランの最終年度である令和8年度には、我が県では1,802人の介護職員が不足する見込みであるため、外国人介護人材の確保を中心に積極的に取り組むもの。		
5 事業概要	<p>1 外国人人材の確保 79,150千円</p> <p>(1) 外国現地機関との直接連携事業 外国の現地機関と直接連携し、人材確保に関する情報収集や介護施設とのマッチングを支援</p> <p>(2) 外国人介護人材に対する定着支援事業 外国人介護人材の定着に向けた相談窓口の設置、介護施設向けの研修等の開催</p> <p>(3) 特定技能外国人受入支援事業補助金 県内で就労を予定している特定技能外国人の受入に要する経費の補助</p> <p>(4) 外国人留学生の学習・生活支援補助金 介護施設が介護福祉士養成校等の留学生に設定する奨学金等に対する補助</p> <p>(5) 日本語学習等支援事業 外国人介護人材向け日本語・介護技術学習無料支援講座を開講し、語学力向上や資格取得を支援</p> <p>(6) 外国人介護人材受入施設等環境整備事業 介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備費補助</p> <p>(7) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 介護福祉士候補者(EPA)の日本語等学習に要する経費等の補助</p> <p>(8) 外国人介護人材資格取得支援事業 外国人介護人材の介護福祉士実務者研修資格取得に係る研修受講等の支援</p> <p>2 介護イメージアップ事業 28,140千円 地域イベント等による介護職の普及啓発及び中高生向け体験型授業等の実施</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	特別養護老人ホーム建設等支援事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 特別養護老人ホーム整備費補助 特別養護老人ホーム等大規模改修費補助		
2 当初予算額	783,400千円	3 担当課	保健福祉部長寿社会政策課 (TEL:211-2549)
4 目的	介護サービス基盤の整備を促進するため、特別養護老人ホーム等の建設及び長寿命化に資する大規模改修に対して補助を行うもの。		
5 事業概要	<p>1 特別養護老人ホーム整備費補助 553,800千円 定員30人以上の特別養護老人ホームの建設について補助を行うもの。</p> <p>2 特別養護老人ホーム等大規模改修費補助 229,600千円 築30年以上で定員30人以上の特別養護老人ホーム（併設する短期入所施設含）の長寿命化に資する大規模改修について補助を行うもの。</p>		

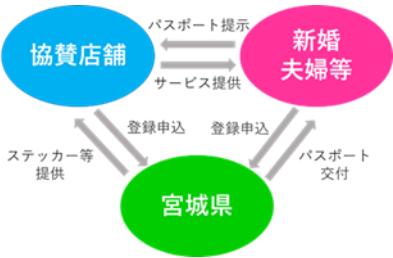
主 要 事 業 概 要

1 事業名	がん診療機能強化事業（県指定）		
	（各課別歳出予算概要事業名） がん診療機能強化事業費		
2 当初予算額	25,800千円	3 担当課	保健福祉部健康推進課 (TEL: 211-2638)
4 目的	がん診療連携拠点病院（国指定）以外でがん診療を行っている病院のうち一定の要件を満たした病院について、県独自で宮城県がん診療連携推進病院として指定し、必要な経費を支援することにより、がん診療連携拠点病院との連携体制の強化を図るとともに、県内のがん医療提供体制の均てん化・集約化を図るもの。		
5 事業概要	<p>宮城県がん診療連携推進病院が行う次の取組に要する経費の一部について補助する。</p> <p>（１）取組内容</p> <p>①がん相談支援の実施 院内にがん相談窓口を設置し、宮城県がん診療連携協議会と連携することにより、相談機能の充実と相談対応の質の向上を図り、院内院外を問わず、患者や家族等の医療や療養等に関する疑問や悩み等に対して、適切な相談支援を行う。</p> <p>②がん医療従事者への研修の実施 宮城県がん診療連携協議会や国立がん研究センター等が実施する研修会に医師、看護師、薬剤師等を派遣するなど、院内のがん医療従事者の人材育成を図る。</p> <p>③がん診療連携拠点病院ネットワークへの参画 宮城県がん診療連携協議会と連携し、医療情報の共有と収集、医療従事者の派遣、研修計画の調整等を行い、各機能の拡充・体制強化を図る。</p> <p>（２）補助率 補助率 1/2（上限額4,300千円）</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	スマートみやぎプロジェクト推進事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 健康づくり推進事業費		
2 当初予算額	18,061千円	3 担当課	保健福祉部健康推進課 (TEL:211-2624)
4 目的	県民の運動や食生活等の生活習慣の改善を図るため、スマートみやぎ健民会議(県民運動)を基盤とし、日常的に健康づくりが実践できる社会環境の整備を行うもの。		
5 事業概要	<p>1 スマートみやぎ健民会議を基盤とした県民運動の推進 15,085千円</p> <p>(1) 県民運動の周知・推進 スマートみやぎ健民会議会員の拡大、健康づくり優良団体表彰、健康経営概念の普及イベント等を実施する。</p> <p>(2) 歩数アップチャレンジ 働き盛り世代を中心とした県民を対象として、日常生活において歩数の増加に取り組める機会の提供を行うとともに、事業所などにおける健康づくりの機運を醸成する。</p> <p>(3) アプリを活用した運動量増加事業 ポケットサインミニアプリ「みやぎ健康ウォーク」を活用し、目標歩数達成者に抽選でインセンティブを付与するキャンペーンを実施することにより、県民の歩数増加を図る。</p> <p>2 みやぎヘルスサテライトステーション整備事業 1,450千円</p> <p>県民が買物帰りなどの日常生活において利用できる健康づくりの実践をサポートする拠点である「みやぎヘルスサテライトステーション」の機能充実等の取組に対して、当該施設の設置者が負担する経費の一部を補助する。</p> <p>(1) 補助対象 健康情報の発信に係る経費、健康測定機器等の購入費、健康イベントの定期開催に係る経費等</p> <p>(2) 補助対象経費 10万円以上</p> <p>(3) 補助率 1/2 (上限25万円)</p> <p>3 子どもの健康なからだづくり推進事業 1,526千円</p> <p>保健所が、市町村、保育、教育等の関係機関と連携して、幼児期からの健康づくりを総合的に推進するための事業を実施する。</p> <p>(1) 連携会議の開催</p> <p>(2) 地域特性を踏まえた連携企画事業の実施</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	結婚応援パスポート・子育て支援パスポート普及事業 (各課別歳出予算概要事業名) 次世代育成支援対策事業費		
2 当初予算額	179,700千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2342)
4 目的	結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく応援する環境の整備を進めていくため、「結婚応援パスポート」と「子育て支援パスポート」の運営及び連携したプロモーションを行い、民間も含めた社会全体で結婚や子育てを応援する機運の醸成を図る。 また、パスポートをアプリ化するとともに、「みやぽ」の付与により経済的支援と子育て負担の軽減を図る。		
5 事業概要	<p>○「結婚応援パスポート」及び「子育て支援パスポート」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「結婚応援パスポート」 対象：婚約中のカップル及び結婚してから2年以内の夫婦 (有効期限：入籍日又は結婚式の前後から2年間) 内容：パスポート提示により、協賛店舗が独自に設定する割引やサービスが受けられるもの。 ・「子育て支援パスポート」 対象：18歳以下のお子様がいるご家庭及び妊娠中の方がいるご家庭 (有効期限：末子が19歳になる日の前日まで) 内容：パスポート提示により、協賛店舗が独自に設定する割引やサービスが受けられるもの。  <p>(1) システム維持管理等業務 775千円 「結婚応援パスポート」、「子育て支援パスポート」サイトの維持・管理を行う。</p> <p>(2) プロモーション業務 11,045千円 制度PRや登録店舗開拓を行うプロモーション業務（地域情報誌やSNSを活用したプロモーションなど）を、「結婚応援パスポート」と「子育て支援パスポート」で一体的に実施する。</p> <p>(3) 子育て支援パスポートアプリ利用料 2,640千円 ポケットサインのミニアプリとして開発した子育て支援パスポートアプリについて、Web版とともに運用する。</p> <p>(4) パパ・ママ応援ポイント 165,240千円 子どもが生まれた世帯に対し、子育て支援パスポートアプリを通じて「みやぽ」を付与し、子育て関連サービスを体験してもらうもの。</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	授乳室設置促進事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 次世代育成支援対策事業費		
2 当初予算額	52,478千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL: 211-2528)
4 目的	子ども連れでも安心して出かけやすい環境整備の一環として「置き型授乳室」の設置促進のため、設置費用を一部助成し、「どこに行っても授乳に困らない」環境づくりを進めていくもの。		
5 事業概要	<p>部局横断チームである「みやぎ・どこでも授乳室プロジェクト」において、県産材を活用した「置き型授乳室」の製作や県内商業施設等へのモデル設置を実施し、「置き型授乳室」の普及啓発を行ってきたが、県内事業者による「置き型授乳室」設置をより一層促進し、「どこに行っても授乳に困らない」環境づくりを推進するため、「置き型授乳室」の設置費用について助成を行うほか、プロモーションの強化を図る。</p> <p>1 置き型授乳室（購入・リース）補助事業 43,750千円 県内事業者等による「置き型授乳室」設置に係る費用を助成するもの。 (1) 一般の置き型授乳室設置 補助率 1/2 (上限 75 万円) (2) 県産材を使用した置き型授乳室設置 補助率 2/3 (上限 100 万円) ※県産材使用の上乗せ補助分 (25 万円) は、みやぎ環境税を活用</p> <p>2 置き型授乳室のプロモーション強化業務 8,300千円</p> <p>3 事務費 428千円 県産材を使用した置き型授乳室の普及促進やモデル設置に伴う保険料 など</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	こども・若者意見反映推進事業		
	(各課別歳出予算概要事業名)		次世代育成支援対策事業費
2 当初予算額	3,500千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2342)
4 目的	こども基本法に基づき、こども施策に対するこども等の意見の反映のため、こども等の意見を聴取する取組や人材育成等を実施するもの。		
5 事業概要			

1 こども向け事業説明資料の作成

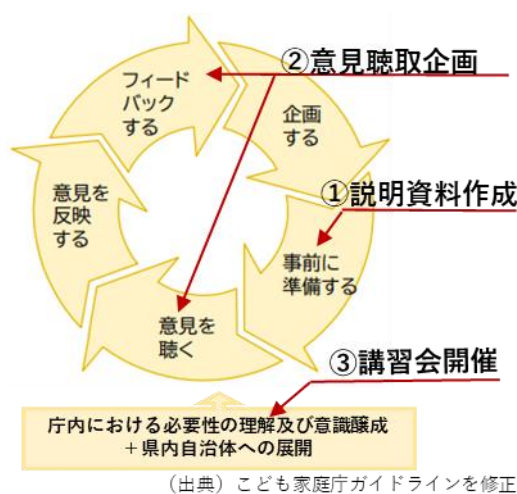
主に「みやぎこども幸福計画」上の事業分野及びその他こども等に関連の深いテーマを選定し、イラストや画像等を盛り込んだこども向け「やさしい」版施策説明資料を作成し、意見聴取の際に利用するほか、こども向けに公表する。

2 こどもから意見を聴取する場の企画運営

県内複数か所において意見聴取の場を設定し、参加者の募集・意見聴取を行う。
 <参加者層>宮城県内各地域の幅広い層のこども等(小学生～大学生年代を想定)
 聴取した意見は各事業担当課に共有の上、意見反映(受け止め)の結果を参加者等にフィードバックする。

3 意見聴取の必要性と技術の講習会

庁内及び市町村における認知度・理解の醸成及び人材育成のため、意見聴取の必要性と技術に関する講習会を実施する。



主 要 事 業 概 要

1 事業名	少子化対策支援市町村交付金 (各課別歳出予算概要事業名)		
2 当初予算額	392,933千円	3 担当課	少子化対策事業費 地域少子化対策重点推進交付金事業費 保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2342)
4 目的	市町村が地域の実情に応じて主体的に取り組む少子化対策事業について支援するもの。		
5 事業概要	<p> 1 少子化対策市町村支援事業 200,000千円 (「次世代育成・応援基金」活用事業) 市町村が行う少子化対策事業(国庫対象外)に対する支援 (1) 対象事業メニュー(仙台市は⑤のみ対象) ①子育て支援サービス等の利用者負担軽減事業 ②妊娠・出産・子育てに関する相談体制及び情報発信の充実・強化 ③男性の家事・育児参加促進事業 ④「孤育て」解消に資する事業 ⑤市町村提案事業(上限額1市町村あたり10,000千円、ハード整備も対象) (2) 補助率1/2(ただし、①について無償化する場合及び⑤については2/3) (3) 上限額1市町村あたり5,000千円(ただし、①及び⑤に係る分は含めない。) </p> <p> 2 地域少子化対策重点推進交付金事業 192,933千円 (国庫事業) 市町村が行う少子化対策事業についての支援 (1) ライフデザイン・結婚支援重点推進事業(補助率:国2/3、3/4) 若い世代向けのライフデザイン支援や結婚支援など (2) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業 (補助率:国1/2、2/3) 地域全体で結婚・子育て等を応援する気運を醸成する取組や育児休業取得と家事・育児分担を促進する取組など (3) 結婚・妊娠・共育での相談機会提供・支援プログラム ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等を受講した新婚世帯を対象に、市町村が家賃、引越費用等を補助する取組 対象世帯:夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得500万円未満 補助上限額:夫婦ともに29歳以下 600千円、夫婦ともに30~39歳 300千円 ・都道府県主導型市町村連携コース(補助率:国2/3) ・一般コース(補助率:国1/2) </p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	地域子ども・子育て支援事業 (各課別歳出予算概要事業名) 地域子ども・子育て支援費		
2 当初予算額	4, 100, 000千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL: 211-2342)
4 目的	安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現を目指し、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」に対し、県が補助するもの。		
5 事業概要			
<p>○ 事業内容</p> <p>地域子ども・子育て支援事業 4, 099, 929千円</p> <p>市町村が実施する以下の「地域子ども・子育て支援事業」に対し、補助を行うもの。</p> <p>(1) 利用者支援事業 179, 427千円</p> <p>子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業</p> <p>また、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業</p> <p>(2) 延長保育事業 267, 858千円</p> <p>保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する事業</p> <p>(3) 実費徴収に係る補足給付事業 1, 552千円</p> <p>低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業</p> <p>(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 24, 488千円</p> <p>地域子ども・子育て支援事業に係る新規参入事業者への支援や、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制構築支援、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動の利用支援に要する費用の一部補助を行う事業</p> <p>(5) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 2, 458, 803千円</p> <p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業</p> <p style="text-align: right;">(次頁あり)</p>			

(6) 子育て短期支援事業 7, 928千円

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る事業

(7) 乳児家庭全戸訪問事業 25, 764千円

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業

(8) - 1 養育支援訪問事業 7, 454千円

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭等に対して、その養育が適切に行われるよう、保健師・助産師・看護師、保育士、児童指導員等が居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

(8) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 5, 058千円

子どもを守る地域ネットワークの調整機関職員や地域ネットワーク構成員の専門性強化及び連携強化、また、地域ネットワークと訪問事業の連携を図る取組を実施する事業

(8) - 3 子育て世帯訪問支援事業 20, 751千円

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業

(8) - 4 児童育成支援拠点事業 24, 404千円

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業

(8) - 5 親子関係形成支援事業 277千円

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行う事業

(9) 地域子育て支援拠点事業 489, 758千円

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進する事業

(次頁あり)

(10) 一時預かり事業 359,922千円

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する事業

(11) 病児保育事業 109,764千円

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る事業

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）27,740千円

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業

(13) 産後ケア事業 88,981千円

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

○ 根拠法令

子ども・子育て支援法 第67条第3項

○ 補助率

国1/3、県1/3、市町村1/3

※上記以外の補助率を適用する事業

国1/2、県1/4、市町村1/4


(1) 利用者支援事業のうち【妊婦等包括相談支援事業型】 (13) 産後ケア事業

国2/3、県1/6、市町村1/6

(1) 利用者支援事業のうち【妊婦等包括相談支援事業型】以外のもの

○ 事務費 71千円

主 要 事 業 概 要

1 事業名	若い世代への少子化対策強化事業 (各課別歳出予算概要事業名) 結婚支援事業費		
2 当初予算額	56,922千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2528)
4 目的	少子化の一因である未婚化・晩婚化に対応するため、結婚を希望する若い世代の出会いの機会の拡大を図るとともに、高校生・大学生等向けに、妊娠・不妊・出産・子育てに対する正しい知識の普及・啓発を行うもの。		
5 事業概要	<p>1 結婚支援事業 46,357千円</p> <p>令和3年9月から開設した「みやぎ結婚支援センター（みやマリ!）」の運営とともに、結婚希望者のマッチング支援や出会いの機会づくりを目的としたイベントを開催するほか、AIマッチングシステムを活用したマッチング支援を行い、結婚を希望する若い世代の出会いの機会増加を図るもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 結婚相談及びマッチング支援業務 (2) 出張（臨時）相談・登録会業務 (3) 婚活交流イベント業務 (4) 結婚支援ポータルサイトの運営・管理 (5) AIマッチングシステム運用・保守 (6) 結婚支援プロモーション  <p>2 ライフプラン形成支援事業 6,309千円</p> <p>高校生・大学生等を対象としたセミナーの開催や啓発冊子の配布を通じ、早い時期から妊娠・不妊・出産・子育てに対する正しい知識を身に付け、結婚や子育てに対する不安の軽減や前向きなライフプランの形成を支援する。</p> <p>3 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム周知事業 2,000千円</p> <p>ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等を受講した新婚世帯を対象に、市町村が家賃・引越費用等を補助する取組の周知広報を実施し、認知度向上を図る。</p> <p>4 事務費等 2,256千円</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	乳児等通園支援事業																						
	(各課別歳出予算概要事業名) 乳児等通園支援事業費																						
2 当初予算額	50,000千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2529)																				
4 目的	県内の全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的とする。																						
5 事業概要	<p>こども誰でも通園制度の実施に係る事業費について、法の規定に基づき、市町村が支弁する費用の一部を負担するもの。</p> <p>1 こども誰でも通園制度 0歳6か月から3歳未満の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等が利用できる新たな通園給付として、令和6年度から試行的実施（県内では仙台市）を開始しており、令和8年度からは全ての市町村で実施する予定となっている。</p> <p>2 対象施設 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等の設備運営基準を満たした事業所</p> <p>3 補助率 国 3/4（支援納付金 1/2、国庫 1/4）、都道府県 1/8、市町村 1/8</p> <p>4 乳児等のための支援給付</p> <p>(1) 基本分単価</p> <table border="1"> <tr> <td>0歳児</td> <td>1,700円（子ども一人1時間当たり）</td> </tr> <tr> <td>1歳児・2歳児</td> <td>1,400円（子ども一人1時間当たり）</td> </tr> </table> <p>(2) 加算分単価</p> <table border="1"> <tr> <td>障害児加算</td> <td>単価 600円（1時間当たり）</td> </tr> <tr> <td>医療的ケア児加算</td> <td>単価 2,500円（1時間当たり）</td> </tr> <tr> <td>要支援家庭のこども加算</td> <td>単価 600円（1時間当たり）</td> </tr> <tr> <td>初回対応加算</td> <td>0歳児単価 1,700円（1回当たり）、 1歳児・2歳児単価 1,400円（1回当たり）</td> </tr> <tr> <td>生活困窮家庭等負担軽減加算</td> <td>生活保護世帯単価 300円上限（1時間当たり） 等</td> </tr> <tr> <td>賃借料加算（※）</td> <td>単価 200円（1時間当たり）</td> </tr> <tr> <td>特別地域加算</td> <td>単価 300円（1時間当たり）</td> </tr> <tr> <td>保護者支援面談加算</td> <td>単価 1,400円（1回当たり）</td> </tr> </table> <p>※賃貸借契約金額が上限</p>			0歳児	1,700円（子ども一人1時間当たり）	1歳児・2歳児	1,400円（子ども一人1時間当たり）	障害児加算	単価 600円（1時間当たり）	医療的ケア児加算	単価 2,500円（1時間当たり）	要支援家庭のこども加算	単価 600円（1時間当たり）	初回対応加算	0歳児単価 1,700円（1回当たり）、 1歳児・2歳児単価 1,400円（1回当たり）	生活困窮家庭等負担軽減加算	生活保護世帯単価 300円上限（1時間当たり） 等	賃借料加算（※）	単価 200円（1時間当たり）	特別地域加算	単価 300円（1時間当たり）	保護者支援面談加算	単価 1,400円（1回当たり）
0歳児	1,700円（子ども一人1時間当たり）																						
1歳児・2歳児	1,400円（子ども一人1時間当たり）																						
障害児加算	単価 600円（1時間当たり）																						
医療的ケア児加算	単価 2,500円（1時間当たり）																						
要支援家庭のこども加算	単価 600円（1時間当たり）																						
初回対応加算	0歳児単価 1,700円（1回当たり）、 1歳児・2歳児単価 1,400円（1回当たり）																						
生活困窮家庭等負担軽減加算	生活保護世帯単価 300円上限（1時間当たり） 等																						
賃借料加算（※）	単価 200円（1時間当たり）																						
特別地域加算	単価 300円（1時間当たり）																						
保護者支援面談加算	単価 1,400円（1回当たり）																						

主 要 事 業 概 要

1 事業名	保育施設生成A I 活用推進事業 (各課別歳出予算概要事業名) 保育士・保育所支援センター事業費		
2 当初予算額	3, 300千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL: 211-2529)
4 目的	保育士が生成A I を適切に活用できるようになることで、保育施設の業務効率化及び保育士の質の向上を図る。		
5 事業概要	<p>○保育施設生成A I 活用推進事業</p> <p>保育施設における生成A I を活用した業務効率化の推進</p> <p>(1) 対象 県内保育施設と勤務する保育士</p> <p>(2) 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修 ・伴走支援 (フォローアップ) ・情報発信 (好事例の横展開) <p>(3) 生成A I の活用用途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊びのアイデア出し ・おたより等の文章づくり ・画像づくり ・チャットボット作成による保護者対応 ・歌づくり <p style="text-align: right;">等</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	不妊検査費用助成事業 (各課別歳出予算概要事業名) 周産期医療対策事業費		
2 当初予算額	57,500千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2528)
4 目的	市町村が行う不妊検査費用の助成に対して補助を行い、不妊を心配する夫婦や子どもを望む夫婦の早期の不妊検査受診を促進し、不妊治療に繋げるもの。		
5 事業概要	<p>○不妊検査費用助成事業</p> <p>市町村が行う不妊検査費用助成事業に対する支援</p> <p>(1) 補助率 10/10</p> <p>(2) 助成対象者 不妊を心配する夫婦や子どもを望む夫婦で、検査開始日における妻の年齢が43歳未満である夫婦。</p> <p>(3) 助成対象となる検査 医師が不妊症の診断のために必要と認めた検査で、検査開始日から1年以内に受けた検査。</p> <p>(4) 助成金額及び助成回数 助成金額上限 3万円 助成回数 1組の夫婦につき1回限り(1子ごと)</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	妊産婦メンタルヘルス対策事業 (各課別歳出予算概要事業名) 母子保健児童虐待予防事業費		
2 当初予算額	14,500千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2528)
4 目的	妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関を中心として、地域の精神科医療機関、産婦人科医療機関、都道府県、市町村の行政機関も含めたネットワークを構築し、妊産婦のメンタルヘルスに関する課題に対応するための体制整備を図る。		
5 事業概要	<p>妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関を選定し、ネットワークの構築・運用、地域の診療体制の見える化・整備、コーディネーターの配置、関係者による症例検討の実施、人材育成・研修、専門職の派遣等を行う。</p> <p>1 宮城県妊産婦メンタルヘルスネットワーク協議会の設置・開催 県全体の現状の把握や課題の分析、体制整備の方針等を検討する協議会を設置・開催する。</p> <p>2 拠点病院の指定・コーディネーターの配置 拠点病院の指定及びコーディネーターの配置を行い、全県のネットワークを構築するとともに、地域の医療機関・行政・関係機関からの相談対応や症例検討の実施、研修会の開催等による地域への支援及び地域のネットワークの構築を行う。</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	不妊治療医療助成事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 不妊治療医療助成費		
2 当初予算額	150,000千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL: 211-2528)
4 目的	市町村が行う不妊治療医療費の助成に対して補助を行い、不妊に悩む夫婦や子どもを望む夫婦の経済的負担の解消を図るもの。		
5 事業概要	<p>○不妊治療医療費助成事業</p> <p>市町村が行う不妊治療医療費助成事業に対する支援</p> <p>(1) 補助率 10/10</p> <p>(2) 助成対象者 下記の①～③全てに該当する方 ①法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦 ②治療開始日の妻の年齢が 43 歳未満 ③申請日時点で県内に住所を有すること (夫婦のどちらかでも可)</p> <p>(3) 助成対象となる治療 先進医療の実施機関として厚生局から承認を受けている医療機関において、保険診療と組み合わせて実施された先進医療</p> <p>(4) 助成金額及び助成回数 助成金額上限 5万円 助成回数 保険診療の回数に準じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回治療開始時の妻の年齢が40歳未満⇒6回 ・初回治療開始時の妻の年齢が40歳以上⇒3回 		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	産後ケアサービス受皿確保支援事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 母子保健事業実施市町村支援費		
2 当初予算額	174,518千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL: 211-2528)
4 目的	県内産後ケア事業者の受入余力を増やし、市町村が産後ケア事業を円滑に執行できるよう体制整備を図る。		
5 事業概要	<p>令和5年度制度改正により、「産後に心身不調等がある者」など限定的だった対象者が「産後ケアを必要とする者」となり、支援を必要とする全ての方が利用できる事業であることが明確化された。さらに、令和6年度に集合契約方式を取り入れたことにより、産後ケアの利用者数は増加傾向にあることから、受皿の確保や市町村が産後ケア事業を円滑に執行するための体制整備を図るもの。</p> <p>1 産後ケアサービス受皿確保事業 (趣旨) ①保育士等の人員拡大により、受入枠を増やした場合の人件費相当額を補助 ②事業所のハード整備により、受入枠を増やした場合の必要となる経費を補助 (補助対象) 県内の市町村との集合契約を締結している産後ケア事業所 (補助上限額) ①②それぞれ上限180万円/年</p> <p>2 産後ケア事業デジタル化推進事業 (趣旨) 産後ケア事業の利用予約や実績管理、委託費請求のための集計作業などを電子化することにより、予約のキャンセルによる食費や人件費の損失、紙媒体の運用に伴う事務負担の増大などの課題を解決するとともに、事業所における空床活用の推進、利用者にとっての利便性の向上を図るもの。 (内容) システムベンダー等への委託によりシステムを構築し、医療機関、助産所、市町村等への導入を推進する。 運用開始時期：令和9年4月頃(予定)</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	ヤングケアラー支援体制強化事業 (各課別歳出予算概要事業名) 次世代育成支援対策事業費		
2 当初予算額	12,000千円	3 担当課	保健福祉部子ども・家庭支援課 (TEL:211-2633)
4 目的	ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を抱えることで、本人の育ちや教育に影響を与えるなどの課題があることから、機関連携による支援体制の構築と相談支援体制の充実を図るもの。		
5 事業概要	<p>ヤングケアラー支援事業 12,000千円</p> <p>事業実施方法 民間事業者への委託</p> <p>事業内容</p> <p>1 研修会の実施等 市町村職員研修…市町村において、ヤングケアラー支援の効果的な施策を展開するため及び市町村間における情報共有を促進するため、市町村職員を対象とする研修を実施する。 関係機関職員研修…ヤングケアラーを早期発見できる立場にある教職員等関係機関を対象とする研修の実施や講師の派遣を行う。 児童生徒の研修…ヤングケアラーに関する理解促進のため、小・中学校、高等学校で実施する研修会へ講師の派遣を行う。</p> <p>2 ヤングケアラー・コーディネーター派遣 市町村からの要請に応じて、ヤングケアラー・コーディネーターを派遣し、研修会の実施やヤングケアラーを適切な支援に繋ぐための助言（スーパーバイズ）などを行う。</p> <p>3 電話相談・SNS相談の実施 ヤングケアラー本人やその保護者等からの電話相談やSNS相談を実施し、必要に応じて適切な支援機関に繋げる。</p> <p>4 オンラインサロンの企画・運営及びピアサポート支援体制の構築 ヤングケアラー同士が気軽に悩みや経験を共有できるオンラインサロンの企画・運営を行う。また、ピアサポーターの養成を行う。</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	子どもの貧困対策推進事業 (各課別歳出予算概要事業名) 子どもの貧困対策推進費		
2 当初予算額	22,900千円	3 担当課	保健福祉部子ども・家庭支援課(T E L : 211-2633)
4 目的	市町村が行う子どもの貧困対策事業や「みやぎこども食堂ネットワーク」の活動に対する支援等により、地域のニーズや資源に応じた子どもの貧困対策を推進するもの。		
5 事業概要	<p> 1 子どもの貧困対策市町村支援事業 15,600千円 (1) 子どもの貧困対策支援事業 6,000千円 地域の実情に応じて市町村が行う取組(活動団体助成等)へ補助を行う。 補助率: 1/2(上限1,000千円)※仙台市は除く (2) ひとり親家庭等日常生活支援・生活向上事業 9,600千円 ひとり親や低所得者世帯等に対して市町村が行う事業について間接補助し、その取組の促進を図る。 補助率: 3/4 負担割合: 市町村1/4、県1/4、国2/4(国庫補助率: 2/3) </p> <p> 2 みやぎこども食堂ネットワーク事業 7,100千円 「みやぎこども食堂ネットワーク」を通じて、①情報発信、②子ども食堂の立ち上げ支援・体制強化支援、③ネットワーク会議の開催、④寄附物品の保管及び配送支援を行う。 </p> <p> 3 子どもの貧困対策担当者研修会 200千円 市町村担当者や、地域で子どもの貧困対策に取り組む団体等を対象とした研修会を開催する。 </p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	児童虐待対策事業 (各課別歳出予算概要事業名) 児童虐待防止強化事業費		
2 当初予算額	173,369千円	3 担当課	保健福祉部子ども・家庭支援課 (TEL:211-2531)
4 目的	相談対応件数が増加傾向にあり、より複雑化・深刻化している児童虐待を防止するため、関係機関との連携強化、児童相談所の体制強化及び職員の専門性の向上等を図るとともに、社会的養育が必要な子どもの権利擁護の推進を図るもの。		
5 事業概要	<p>1 児童相談所体制強化事業 76,714千円</p> <p>(1) 市町村との連携強化事業 18,228千円 市町村に援助技術等の支援を行うため、児相勤務経験のある者や保健師などを児童相談所に配置する。</p> <p>(2) 児童の安全確認等のための体制強化事業費 21,028千円 児童虐待通告・相談の受付、安全確認の補助、児童記録の整理等を行う対応員を児童相談所に配置する。</p> <p>(3) 司法審査等対応職員配置事業 7,908千円 一時保護開始時の司法審査に関連する事務を行う対応員を児童相談所に配置する。</p> <p>(4) 専門性強化事業 4,941千円 児童相談所職員について、各所での研修の主催又は外部研修に参加することで、児童相談所職員としての専門性強化を図る。</p> <p>(5) スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 706千円 外部からスーパーバイザーを招き、複雑な児童虐待のケース等に対して専門的・技術的な助言・指導を受ける。 児童の一時保護や施設入所等の措置をするに当たり、対象児童の意見を聴取することとなるため、児童の権利擁護の検討や職員研修を実施する。</p> <p>(6) 医療機関連携体制強化事業 870千円 地域の法医学医等を招き、困難ケース等に対して専門的・技術的助言を受ける。</p> <p>(7) 児童相談所管理システムの運用 2,178千円 児童相談所情報管理システムの運用による児童相談所の業務の効率化、業務負担の軽減を図る。</p> <p>(8) 一時保護機能強化事業 19,487千円 一時保護所に学習指導員を配置し、入所児童の学習環境の充実を図るとともに、所内のトラブルに対応する者を配置し、一時保護所内の個別対応の強化を図る。</p> <p>(9) 児童福祉司等研修 1,368千円 児童福祉法により義務付けられている児童福祉司任用前講習、児童福祉司任用後研修、市町村要保護児童対策地域協議会調整担当者研修を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(次頁あり)</p>		

2 児童虐待防止体制強化事業 41,075 千円

(1) 要保護児童対策地域協議会機能強化事業 247 千円

市町村の要保護児童対策地域協議会（要対協）の構成機関等を対象とした研修会を開催し、要対協の機能強化を支援する。

(2) 児童福祉司等専門職採用活動支援事業 124 千円

児童福祉分野の大学や専門学校等での講義や実習の受け入れを行い、専門職員の確保に繋げる。

(3) 児童相談所第三者評価の実施 845 千円

児童相談所等の業務の第三者評価を行い、業務の質の向上を図る。

(4) 児童養護施設等体制強化事業 39,101 千円

児童養護施設等に対し補助職員の雇上費を補助し、人材不足の解消と体制の強化を図る。

(5) 宮城県子ども虐待対策連絡協議会事業 94 千円

児童虐待に対応する保健・福祉・医療・教育・警察等の関係機関・団体が構築する連携・連絡体制が円滑に展開できるよう、子ども虐待に関する対策等を総合的に調整する協議会を開催する。

(6) 児童養護施設等に対するこども家庭ソーシャルワーカー研修補助 664 千円

県所管の児童養護施設等の職員がこども家庭ソーシャルワーカー研修を受講する際の費用を補助し、体制強化を図る。

3 児童虐待防止相談支援・広報啓発事業 33,838 千円

(1) 児童虐待を防止するためのSNS相談の実施 25,000 千円

子ども・子育て世帯などを対象としたLINE相談窓口を設置し、子育ての不安解消、子育て世帯・子どもの孤立、児童虐待の防止等を図る。

(2) 児童相談所共通ダイヤル受付事務委託事業 7,772 千円

夜間休日の児童相談所共通ダイヤルの受付業務を民間団体に委託し、児童の安全確保の一層の充実を図る。

(3) 教員等を対象とした児童虐待防止講座の実施 66 千円

教職員を対象に、体罰によらない子育てや児童虐待が子どもに与える影響等について講義・演習を行い、児童虐待防止を図る。

(4) 児童虐待防止のための広報啓発等事業 1,000 千円

児童虐待に関する広報啓発物を作成し、児童虐待防止と早期発見を図る。

4 児童養護施設入所児童等権利擁護推進事業 21,742 千円

(1) 児童養護施設入所児童等権利擁護推進事業 20,224 千円

一時保護所や児童養護施設等を意見表明支援員が定期的に訪問し、子どもの意見表明等支援を実施するほか、意見表明支援員の養成研修を実施する。

(2) 未成年後見人支援事業 1,518 千円

親を亡くした子などの未成年後見人の報酬や損害賠償保険料を補助し、未成年後見人の確保を図る。

主 要 事 業 概 要

1 事業名	児童相談所業務支援システム運営事業 (各課別歳出予算概要事業名) 児童虐待防止強化事業費		
2 当初予算額	8,000千円	3 担当課	保健福祉部子ども・家庭支援課 (TEL: 211-2531)
4 目的	子どもや保護者等との面談時に作成した記録等を児童相談所の他の職員とリアルタイムに情報共有できるシステムを実証事業として導入し、児童相談所における業務改善を行うもの。		
5 事業概要			

○児童相談所業務支援システム導入・運用 15,100千円

相談対応件数が年々増加傾向にあり、その内容が複雑化・多様化している児童相談所業務に対し、その業務に特化したリアルタイムで職員間の情報共有を可能とするシステムを導入する。このことにより、報告書等の作成や帰所後の情報共有に要する時間を削減して職員の負担を軽減し、職員が面接や家庭訪問などにより多くの時間を充てることを可能とするなど効果的・効率的な業務実施体制を構築する。

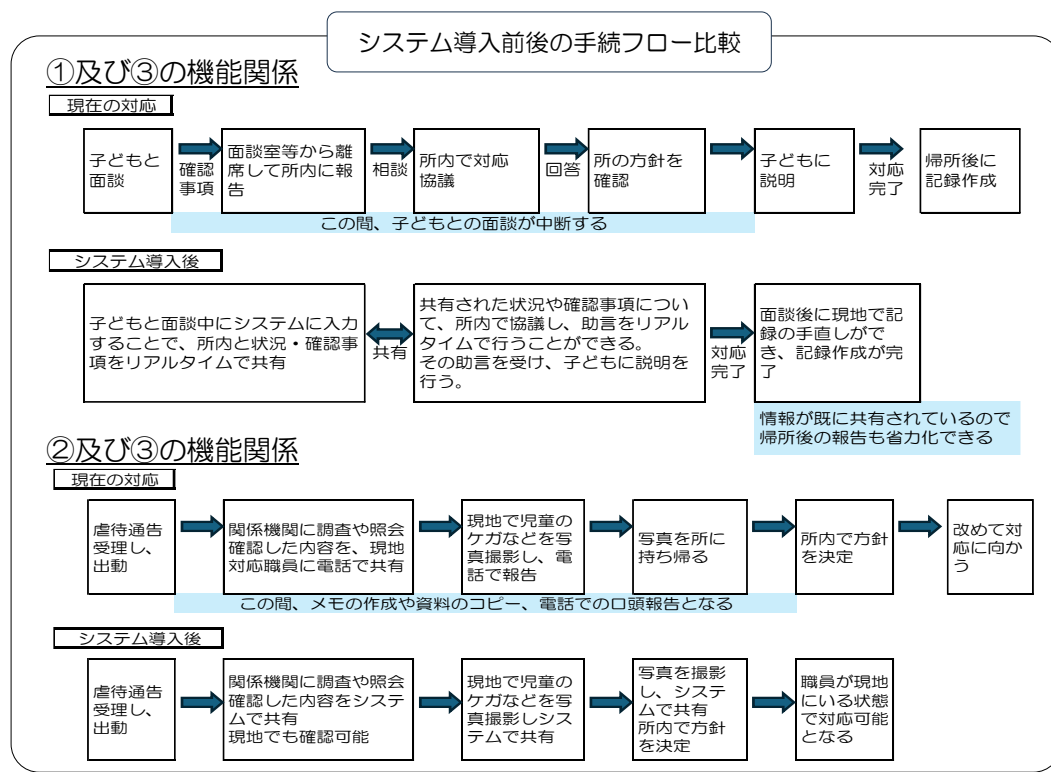
[事業内容]

(1) 導入する児童相談所（実証事業の期間は令和8年度から10年度を予定）

中央児童相談所及び東部児童相談所気仙沼支所（端末数25台、50アカウント）

(2) 主な機能

- ① 児童等への対応中又は対応後、現地で速やかに記録等の作成ができる。
- ② 対応記録や児童や現地の画像等必要な情報が児童相談所の職員とリアルタイムで共有できる。
- ③ 上記①及び②で情報共有できるため、例えば児童相談所外で児童等への対応中に、児童相談所内から対応中の職員に対し、助言や指示、対応方針など必要な情報を伝えることができる。



主 要 事 業 概 要

1 事業名	児童養護施設整備支援事業		
	社会的養護拡充事業費 (各課別歳出予算概要事業名) 児童養護施設等整備事業費		
2 当初予算額	115,064千円	3 担当課	保健福祉部子ども・家庭支援課 (TEL:211-2532)
4 目的	社会福祉法人が運営する児童養護施設において、小規模なグループによる養育を行うための施設整備に係る経費に対して補助を行い、養育形態の小規模化を推進するもの。 併せて、児童虐待相談対応件数、一時保護件数の増加に対応するため、施設内に整備される一時保護専用施設に係る経費についても県単独の補助を行い、一時保護児童の受入機能の強化を図るもの。 また、児童養護施設の環境改善に必要な設備整備及び備品の購入等に係る経費について補助を行い、入所児童の生活向上を図るもの。		
5 事業概要	<p>1 児童養護施設整備事業 107,064千円</p> <p>(1) 事業内容 児童が居住する児童棟の建て替え(大舎制→ユニット制への移行)に係る補助 ・児童居住区のユニット化〔定員6人(個室化)×4ユニット〕及び地域交流スペース等の整備 (※4ユニットのうち、1ユニットは一時保護専用施設として整備)</p> <p>(2) 事業期間 令和6年度から令和8年度まで</p> <p>(3) 総事業費 524,777千円</p> <p>(4) 補助割合 ①通常整備分 国2/3、県1/12、(事業者1/4) ②一時保護専用施設整備分 (事業者負担のうち解体撤去費を除く)×県1/4</p> <p>(5) 年度進捗率(見込) 令和6年度:6%、令和7年度:63%、令和8年度:31%</p> <p>(6) 令和8年度補助予定額(各年度の進捗率に応じた額を補助) ①通常整備分 94,236千円 ②一時保護専用施設整備分 12,828千円(※県単独補助) 合計 107,064千円</p> <p>(7) 国庫の財源 次世代育成支援対策施設整備交付金</p> <p>2 社会的養護拡充支援事業 8,000千円 (児童養護施設等の環境改善事業) 児童養護施設の入所児童等の生活向上を図るための設備整備及び備品の購入等に係る経費への補助</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	妊産婦等生活援助支援事業 社会的養護拡充事業費 (各課別歳出予算概要事業名) 妊産婦等生活援助事業費		
2 当初予算額	22,450千円	3 担当課	保健福祉部子ども・家庭支援課 (TEL:211-2532)
4 目的	家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携により、必要な支援を行うもの。 また、妊産婦等生活援助事業所を開設するための必要な設備整備及び備品の購入等に係る経費について補助を行い、事業実施体制の整備を図るもの。		
5 事業概要	<p>1 妊産婦等生活援助事業 18,450千円</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>①実施方法：県と仙台市との共同実施により民間事業者（1団体）へ事業を委託</p> <p>②契約方法：仙台市が県事業分を含め民間事業者と一括契約</p> <p>③負担割合：県1/2、仙台市1/2</p> <p>④支援対象者：特定妊婦等（予期しない妊娠、計画していない妊娠、経済的困窮等でお産後の養育が極めて困難となることが妊娠中から見込まれる妊婦）</p> <p>⑤支援内容：支援コーディネーターや資格を有する専門職員等を配置し、支援計画の策定、相談支援、居場所や食事の提供による生活支援のほか、関係機関との連携・同行支援を行う</p> <div data-bbox="587 1249 1337 1585" data-label="Diagram"> </div> <p>(2) 費用負担等</p> <p>①県事業分に係る仙台市への負担金 12,300千円</p> <p>②仙台市事業分に補助金 6,150千円</p> <p>2 社会的養護拡充支援事業 4,000千円 (改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業)</p> <p>上記1の事業所を開設する際に必要な設備整備及び備品の購入等に係る経費への補助 補助基準額 8,000千円×県負担分1/2 = 4,000千円</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	介護テクノロジー導入支援事業 (再掲)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 介護職員勤務環境改善支援事業費 障害福祉施設支援費		
2 当初予算額	413,310千円	3 担当課	保健福祉部長寿社会政策課 (TEL:211-2554) 保健福祉部障害福祉課 (TEL:211-2544)
4 目的	介護テクノロジーの活用による介護・障害福祉現場の生産性向上の取組を推進することにより、職場の環境改善や業務負担の軽減を図るもの。		
5 事業概要	<p>1 介護施設等に対する支援</p> <p>(1) 介護テクノロジー導入支援事業 396,853千円 介護事業所が介護テクノロジー機器を導入する経費等に対して補助するもの。</p> <p>(2) 介護生産性向上総合相談センター運営事業 4,409千円 介護事業所の生産性向上に向けた取組を推進するため、介護事業所が相談できるワンストップ窓口を設置するもの。また、セミナーや展示会の開催、機器の試用貸出を行うもの。</p> <p>(3) ケアプランデータ連携システム普及啓発事業 252千円 ケアマネ事業所と居宅サービスの間でのケアプランデータ連携システムの活用を促進するため、普及啓発を実施するもの。</p> <p>(4) 小規模事業所伴走支援事業 1,796千円 経営の協働化も含めた職場環境改善を推進するため、小規模事業所に対するICT機器導入等の伴走支援を行うもの。</p> <p>2 障害福祉施設等に対する支援</p> <p>障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業 10,000千円 障害者支援施設が介護ロボット・ICT機器等を導入する経費等に対して補助するもの。</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	障害者差別のない共生社会推進事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 障害者差別のない共生社会推進事業費		
2 当初予算額	13,000千円	3 担当課	保健福祉部障害福祉課 (TEL:211-2538)
4 目的	令和3年4月に施行された「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」を契機として、障害者差別の解消に向けた普及啓発事業と情報保障に取り組むもの。		
5 事業概要	<p>1 障害者差別解消についての普及啓発事業 【12,000千円】</p> <p>障害を理由とする差別は、障害や障害者に対する理解不足が原因であると考えられることから、啓発用リーフレット等による普及啓発を行うとともに、障害のある人とない人が交流する機会の創出も並行して行う。</p> <p>(1) 普及啓発用リーフレット 県民及び事業者向けにリーフレットを活用した普及啓発を行う。</p> <p>(2) 交流による相互理解の促進 障害福祉への無関心層が障害や障害者を知る契機とするため、誰もが興味・関心を抱きやすいテーマにより、障害のある人とない人が交流する機会を創出し、共生社会の実現に向けた相互理解を図る。</p> <p>2 地域における読書バリアフリー体制強化事業 【1,000千円】</p> <p>自ら情報を入手することが困難な視覚障害者を対象に、読書バリアフリー法の施行を踏まえ、地域の公立図書館と連携し、視覚障害者の利用に適した情報機器の普及とサピエ図書館（全国規模の電子図書サービス）の利用を促進する。</p> <p>(1) 体験機会の創出 視覚障害者向け情報機器・サピエの利用体験、相談会を各地域で開催する。</p> <p>(2) 情報発信の強化 公立図書館を対象とした視覚障害者向けサービス講習を実施する。</p>		

主 要 事 業 概 要

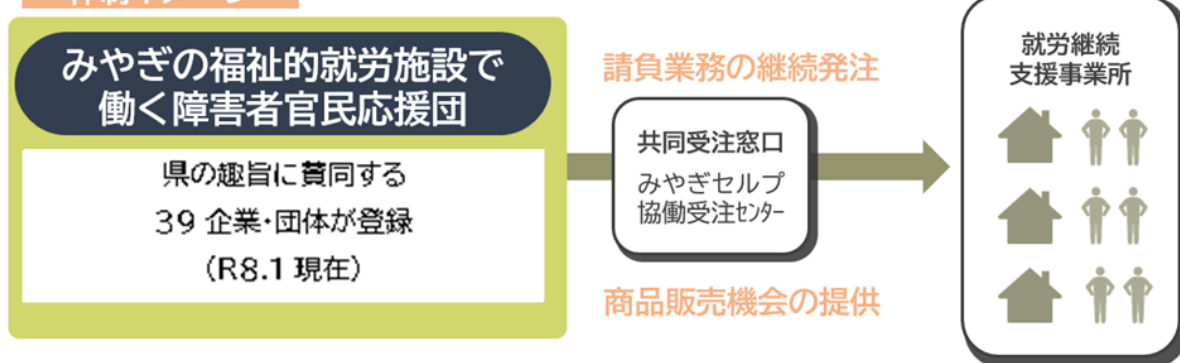
1 事業名	働く障害者のための官民応援共生社会推進事業		
	障害者就労継続支援事業所地域活動支援事業費 (各課別歳出予算概要事業名)		
2 当初予算額	8, 200千円	3 担当課	保健福祉部障害福祉課 (TEL:211-2541)
4 目的	障害者の経済的自立と社会参加による共生社会を推進するため、県内企業等との応援体制を構築し、働く障害者への理解促進とともに受注機会の拡大を図るもの。		
5 事業概要			

令和4年6月、県内の障害者就労継続支援事業所の生産活動機会を確保するため、趣旨に賛同する県内21企業・団体で「みやぎの福祉的就労施設で働く障害者官民応援団」を結成。参加企業等からの受注機会の確保及び事業所商品の販売機会の確保等への協力を得て、地域に根ざした継続的かつ安定的な受注体制の整備を図る。

【主な活動内容】

- ・共同受注窓口と連携し、参加企業等との具体的取組を計画的に実施
例) 清掃・除草等請負業務の発注への協力
障害者アートを活用したノベルティグッズ開発・発注への協力
事業所商品の販売機会の確保への協力(従業員向けECカタログ販売、構内での商品販売会)
- ・参加企業・団体の募集・登録
- ・活動報告会の開催
- ・福祉的就労施設と企業の取組事例の発信及び福祉的就労施設見学会の実施
- ・共同受注窓口への企業コーディネーター派遣 等

体制イメージ



主 要 事 業 概 要

1 事業名	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 (各課別歳出予算概要事業名) 精神障害者地域移行支援事業費		
2 当初予算額	164,000千円	3 担当課	保健福祉部精神保健推進室 (TEL:211-2518)
4 目的	精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療・障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保されたシステム(「にも包括」)について、県全体における構築を推進する。		
5 事業概要	<p>地域精神保健医療福祉体制の整備、人材育成、普及啓発、ピアサポート支援、入院者訪問支援等の総合的な実施により県全体におけるにも包括の構築を推進するもの。</p> <p>1 地域精神保健医療福祉体制整備事業【7,801千円】</p> <p>(1) 県全体・圏域の協議の場の設置・運営 (2) にも包括構築状況のアセスメント・評価 (3) にも包括構築推進サポーターの派遣 (4) 心のケア専門研修・困難事例スーパーバイズ</p> <p>2 地域生活支援関係者等研修事業【1,350千円】</p> <p>地域移行・地域生活支援に係る研修(県全体、圏域)</p> <p>3 普及啓発事業【4,757千円】</p> <p>(1) 心のサポーター養成事業 心のサポーター(地域住民・企業・教育分野等)の養成 (2) 精神保健福祉普及啓発事業 にも包括に関する普及啓発、情報発信等</p> <p>4 当事者・家族等の活動支援及びピアサポート活用事業【6,967千円】</p> <p>ピアサポート(当事者活動)に対する支援、交流の場、ハンドブックの作成等</p> <p>5 入院者訪問支援事業【11,589千円】</p> <p>市町村長同意による医療保護入院者等に対する訪問支援員の派遣</p> <p>6 モデル地域等体制整備事業【58,834千円】</p> <p>(1) コーディネーター及びアシスタントの配置(保健福祉事務所等の会計年度任用職員) (2) 都道府県等密着アドバイザーの配置(国構築支援事業の活用) (3) 地域移行推進体制整備事業(地域移行を推進する精神科病院等への補助)</p> <p>7 精神障害者地域受入体制拡充支援事業【61,200千円】</p> <p>精神障害者に対応したグループホームの施設整備補助</p> <p>8 難治性精神疾患治療連携推進事業【11,502千円】</p> <p>治療抵抗性統合失調症に対する治療の普及(専門医の人材育成等)</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	ひきこもり支援推進事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) ひきこもり対策費		
2 当初予算額	26,420千円	3 担当課	保健福祉部精神保健推進室 (TEL:211-2543)
4 目的	ひきこもり支援を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人、家族等を支援することにより、本人の自立や社会とのつながりを促進し、本人、家族等の福祉の増進を図るもの。		
5 事業概要	<p>1 各保健福祉事務所の専門相談 2,616千円 各保健福祉事務所において、精神科医及び精神保健福祉士等の相談員による専門相談の体制を整備し、関係機関との連携を図る。</p> <p>2 ひきこもり地域支援センター(本所・南支所)運営 18,244千円 ひきこもり支援を推進するため、保健福祉事務所、市町村及び関係機関・団体との連携による相談支援、ひきこもりに関する情報の提供、支援者の育成並びに支援体制を整備することにより、ひきこもり状態にある方の自立の推進、本人及び家族等の福祉の増進を図る。</p> <p>3 オンライン居場所支援 5,560千円 本人の状態に応じた多様な支援を提供するため、対面でのコミュニケーションや外出が困難な当事者に対して、安心して参加しやすいオンライン上の居場所を設置し、対面の支援につなげるステップとする。</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	医療的ケア等体制整備推進事業 (各課別歳出予算概要事業名) 障害福祉施設支援費		
2 当初予算額	45,698千円	3 担当課	保健福祉部精神保健推進室 (TEL:211-2543)
4 目的	日常生活において恒常的に医療的ケアを必要とする児者やその家族が、身近な地域において充実した支援が受けられる体制を整備するもの。		
5 事業概要	<p>1 協議の場の設置 508千円 医療的ケア児等の支援に関する課題や施策等を検討するため、保健、医療、福祉、教育、子育て等の各分野の関係者等から構成される協議の場を設置する。</p> <p>2 医療型短期入所コーディネーター配置事業 5,393千円 医療型短期入所事業所の連携強化や、利用促進のための情報発信・相談対応を行うコーディネーターを配置する。</p> <p>3 医療的ケア児等相談支援センター運営事業 31,837千円 仙台市を含む県内全域を対象とし、医療的ケア児者やその家族が適切な支援を受けられることができる相談支援体制を整備する。</p> <p>(1) 配置職員 常勤：看護師1名、理学療法士1名、社会福祉士1名 (全員が医療的ケア児等コーディネーター研修の修了者)</p> <p>(2) 業務内容 ①専門的な相談支援 ②関係機関等への情報提供及び研修 ③関係機関との連絡調整 ④医療的ケア児等支援に係る調査等</p> <p>4 医療的ケア児等災害時支援体制整備事業 951千円 市町村において災害時の支援体制整備を進めるため、個別避難計画の策定支援等を行う。</p> <p>5 医療型短期入所事業所開設促進事業 7,009千円 家族のレスパイトのための医療型短期入所事業所の新規開設を促進するため、対象事業所への制度周知や技術的助言を行う。</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	発達障害児者総合支援事業 (各課別歳出予算概要事業名) 発達障害者支援促進費		
2 当初予算額	110,987千円	3 担当 課	保健福祉部精神保健推進室 (TEL:211-2543)
4 目的	発達障害児者及びその家族がライフステージに応じて、身近な地域で支援を受けられる体制を整備するもの。		
5 事業概要	<p>1 発達障害者支援センター運営事業 3,763千円 子ども総合センター内に設置する「宮城県発達障害者支援センター」において、圏域に配置する発達障害者地域支援マネジャー等と連携し、地域の支援者等への支援及び研修機会の提供などを通じて、支援体制の充実を図る。</p> <p>2 発達障害者地域支援マネジャー配置事業 64,843千円 各圏域に専門職を発達障害者地域支援マネジャーとして配置し、市町村等の身近な支援者を支援し、圏域における支援体制を構築する。</p> <p>3 障害児等療育支援事業 28,000千円 各圏域に障害児等療育支援事業所を設置し、身近な地域での相談、療育支援を実施する。</p> <p>4 発達障害者支援推進会議 193千円 医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関及び有識者による施策検討の場を設置する。</p> <p>5 発達障害者家族支援事業 5,101千円 家族が地域で発達障害について学び、また、家族や当事者同士の交流機会を持てる体制づくりを推進する。各圏域において、ペアレント・プログラム等の普及や先輩保護者であるペアレント・メンターを活用した家族支援、ピアサポート等の当事者会運営の支援を実施する。</p> <p>6 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業 9,087千円 東北大学病院を拠点病院に位置付け、発達障害の専門医の養成や、専門的医療機関のネットワーク構築、地域のかかりつけ医を対象とした発達障害対応力向上研修を実施する。</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	仮設調剤室導入支援事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 非常災害用医薬品確保対策費		
2 当初予算額	3, 1 5 7 千円	3 担当課	保健福祉部薬務課 (TEL: 211-2652)
4 目的	(一社) 宮城県薬剤師会が平成24年度に導入した災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)の代替設備として、仮設調剤室の導入補助を行うことにより、県内の災害対応体制整備を行うもの。		
5 事業概要			

- ・(一社) 宮城県薬剤師会に対して補助を実施し、仮設調剤室の整備を実施する。
- ・災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)は、(一社) 宮城県薬剤師会が東日本大震災の教訓を踏まえ、ライフライン喪失下における被災地での調剤設備として全国に先駆けて整備したもの。
- ・車両老朽化により更新等の対応が必要な時期を迎えているため、より安価で、かつ遜色なく機能を代替できる「仮設調剤室」を整備する。
 ※導入費用：モバイルファーマシー 約16,000千円 > 仮設調剤室 約3,157千円
- ・整備は、運用主体となる(一社) 宮城県薬剤師会への補助金交付により実施する。

<現行：モバイルファーマシー>

- ・大規模災害等により、近隣の医療機関や薬局が機能していない場合、県から県薬剤師会への要請によりモバイルファーマシーを設置し、調剤活動等を実施
- ・令和元年台風19号(丸森町)、能登半島地震等において活動実績あり



↑現行モバイルファーマシー



↑台風19号時、丸森町役場前で活動



<整備後：仮設調剤室>

- ・現行と同様のスキームで、避難所等へ仮設調剤室を設置し、調剤活動等を実施
- ・頻繁な場所の移動はできないが、長期稼働が可能
- ・導入・維持管理費用がモバイルファーマシーに比べて安価

<仮設調剤室イメージ>

引用元：CMAXSYSTEM INC
<https://cmaxsystem.com/>



↑折りたたみ時



↑展開時

4 主要な計画の概要

主要な計画一覧

	計画の名称・概要	策定 時期	計画 期間	担当課室	掲載 頁
1)	宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画	R7.3	R6	保健福祉総務課 疾病・感染症対策課 (復興・危機管理部)	74
	新型インフルエンザ等の発生予防やまん延防止などに係る各種対策を講じることを目的に策定したもの(策定は復興・危機管理部)。		～		
2)	宮城県地域福祉支援計画(第5期)	R8.3	R8	社会福祉課	74
	住民主体による地域福祉を推進することを目的として策定したもの。		～ R12		
3)	第二次宮城県再犯防止推進計画	R7.3	R7	社会福祉課	74
	本県における再犯防止推進の基本方針と施策の方向性を定めた計画。		～ R11		
4)	第8次宮城県地域医療計画	R6.4	R6	医療政策課	75
	県民の医療に対する安心と信頼を確保し、良質な医療が適切に提供される医療提供体制の確立を目的として策定したもの。		～ R11		
5)	第9期みやぎ高齢者元気プラン	R6.3	R6	長寿社会政策課	75
	高齢者福祉施策の基本的な方向性を示したもの。		～ R8		
6)	第3次みやぎ21健康プラン	R6.3	R6	健康推進課	75
	総合的な健康づくりの指針として策定したもの。		～ R17		
7)	第4期宮城県食育推進プラン	R3.3	R3	健康推進課	76
	宮城の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に推進するために策定したもの。		～ R7		
8)	第4期宮城県がん対策推進計画	R6.3	R6	健康推進課	76
	がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定したもの。		～ R11		
9)	第3期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画	R6.3	R6	健康推進課	76
	県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したもの。		～ R17		
10)	第2期宮城県循環器病対策推進計画	R6.3	R6	健康推進課	77
	循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定したもの。		～ R11		
11)	宮城県感染症予防計画	R6.4	R6	疾病・感染症対策課	77
	感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定めるため策定したもの。		～ R11		
12)	宮城県アレルギー疾患対策推進計画	R7.3	R7	疾病・感染症対策課	77
	アレルギー疾患対策を総合的に推進するため策定したもの。		～ R11		

13)	みやぎこども幸福計画(R7年度～R11年度)	R7.3	R7 ～ R11	子育て社会推進課	78
	次世代育成支援対策及び少子化対策を推進するための計画				
14)	困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援並びにDV防止に関する基本計画	R6.3	R6 ～ R10	子ども・家庭支援課	78
	困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立並びに配偶者からの暴力等(DV)を防止するため策定したもの。				
15)	宮城県社会的養育推進計画	R7.3	R7 ～ R11	子ども・家庭支援課	79
	家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念のもと、こどもの最善の利益を実現していくための新たな計画として策定したもの。				
16)	みやぎ障害者プラン	R6.3	R6 ～ R11	障害福祉課	79
	本県の障害者施策を進めていくための指針となる計画				
17)	宮城県障害福祉計画(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)	R6.3	R6 ～ R8	障害福祉課	79
	障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画				
18)	第五期宮城県工賃向上支援計画	R6.10	R6 ～ R8	障害福祉課	80
	本県の就労継続支援事業所における工賃向上支援の方向性と具体的な取組を示すもの。				
19)	宮城県自死対策計画	H30.12 (R6.3)	H30 ～ R8	精神保健推進室	80
	本県の総合的な自死対策の方向性と具体的な取組を示すもの。 (現計画は当初計画を見直し、令和6年3月に策定したもの)				
20)	宮城県アルコール健康障害対策推進計画(第2期)	R6.3	R6 ～ R10	精神保健推進室	81
	本県の総合的なアルコール健康障害対策の方向性と具体的な取組を示すもの。				
21)	宮城県ギャンブル等依存症対策推進計画	R6.3	R6 ～ R8	精神保健推進室	81
	本県の総合的なギャンブル等依存症対策の方向性と具体的な取組を示すもの。				
22)	宮城県薬物乱用対策推進計画(第6期)	R6.3	R6 ～ R10	薬務課	81
	本県における薬物乱用対策の総合的な目標と施策の方向性を定めた計画。				
23)	宮城県国民健康保険運営方針(第3期)	R6.3	R6 ～ R11	国保医療課	82
	県が県内市町村と一体となって、国民健康保険制度を運営するための指針。				

計画の名称	宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画		
趣 旨	新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条に基づく都道府県行動計画として策定		
基本理念	—		
具体的な取組	<p>感染拡大防止と県民生活及び県民経済に与える影響の最小化を目的に、次の13項目について、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を推進する。</p> <p>(各対策項目)</p> <p>① 実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、リスクコミュニケーション、⑤水際対策、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬県民生活及び県民経済安定の確保</p>		
計画期間	R6年度～	掲 載 URL	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/influenza.html
担当課室	保健福祉総務課 疾病・感染症対策課 (策定：復興・危機管理部)	電 話	022-211-2507 022-211-3644

計画の名称	宮城県地域福祉支援計画（第5期）		
趣 旨	地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会の実現」を推進		
基本理念	すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる地域共生社会の形成		
具体的な取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域共生社会実現のための体制整備 2 地域福祉活動の推進 3 地域福祉活動を担う多様な担い手づくり 4 福祉サービスの質の向上 5 災害に備えた福祉の支援体制づくり 		
計画期間	R8年度～ R12年度	R8年度 ～ R12年度	R8年度～ R12年度
担当課室	社会福祉課	電 話	022-211-2519

計画の名称	第二次宮城県再犯防止推進計画		
趣 旨	犯罪をした者等が社会において孤立することなく、社会を構成する一員として復帰し地域に定着できるように支援し再犯を防止するとともに、県民が犯罪被害を受けることなく安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すもの		
基本理念	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の状況や社会情勢等に応じた効果的な支援の実施 2 再犯防止等に関する取組への県民の理解と関心の醸成 3 国及び市町村、民間団体等との緊密な連携 		
具体的な取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域における包摂的な支援 2 就労の確保に関する支援 3 住居の確保に関する支援 4 福祉、医療の提供及び薬物依存等からの回復に関する支援 5 犯罪をした者等の特性に応じた再犯の防止等に関する支援 6 非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援 		
計画期間	R7年度～ R11年度	掲 載 URL	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/saihan-keikaku.html
担当課室	社会福祉課	電 話	022-211-2516

計 画 の 名 称	第 8 次宮城県地域医療計画		
趣 旨	医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく、県における医療提供体制の確保を図るための計画として、また、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 9 条第 1 項の規定に基づく、県における医療費適正化を推進するための計画として策定。		
基 本 理 念	県民の医療に対する安心と信頼を確保するため、良質な医療が適切に提供される医療提供体制を確立する		
具 体 的 な 取 組	○ 5 疾病(がん等)・ 6 事業(救急医療等)及び在宅医療の確保の目標と医療連携体制 ○ 地域医療構想 ○ 外来医療に係る医療提供体制の確保 ○ 医師・医療従事者の確保		
計 画 期 間	R6 年度～ R11 年度	掲 載 URL	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryuu/rmpindex.html
担 当 課 室	医療政策課	電 話	022-211-2618

計 画 の 名 称	第 9 期みやぎ高齢者元気プラン		
趣 旨	老人福祉法第 20 条の 9 に規定する高齢者福祉計画及び介護保険法第 118 条に規定する介護保険事業支援計画を一体的に定め、高齢者福祉施策の基本的な方向性を示したもの。		
基 本 理 念	高齢者が、今まで暮らしてきた家庭や地域の中で、自立と社会参加が保障され、みんなで支え合いながら、安心して生活できる社会を目指します。		
具 体 的 な 取 組	1 地域包括ケアシステムの深化・推進 2 地域支え合いと介護予防・生活支援の推進 3 認知症基本法の成立を踏まえた認知症施策 4 介護を担う人材の確保・養成・定着の促進 5 地域の実情に合わせた介護保険サービスの提供基盤整備 6 介護給付適正化の推進(第 6 期宮城県介護給付適正化取組方針)等		
計 画 期 間	R6 年度～ R8 年度	掲 載 URL	https://www.pref.miyagi.jp/life/koreishagenkiplan/index.html
担 当 課 室	長寿社会政策課	電 話	022-211-2536

計 画 の 名 称	第 3 次みやぎ 21 健康プラン		
趣 旨	健康増進法に規定する県の健康増進計画として、本県の健康課題に焦点を絞った総合的な健康づくりを推進するため策定したもの		
基 本 理 念	県民一人ひとりが生きがいを持ち、充実した人生を健やかに安心して暮らせる健康みやぎの実現		
具 体 的 な 取 組	1 健康水準の向上 ・生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防と重症化予防 2 ライフコースアプローチ(子ども、高齢者、女性) 3 推進体制 産学官の連携によるスマートみやぎ健民会議をはじめとした多様な主体による連携と協働による県民運動の推進		
計 画 期 間	R6 年度～ R17 年度	掲 載 URL	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/21plan.html
担 当 課 室	健康推進課	電 話	022-211-2624

計 画 の 名 称	第4期宮城県食育推進プラン		
趣 旨	食育基本法に規定する県の食育推進計画として、宮城の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に推進するため策定		
基 本 理 念	<ul style="list-style-type: none"> ・県民一人一人が、食を生きる上での基本としてとらえ、健全な食生活と心身の健康増進を目指します。 ・多彩で豊富な宮城の食材の理解と食文化の継承を通して、豊かな人間形成を目指します。 		
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> 1 みやぎの食育推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ食育表彰の実施や「みやぎの食育通信」等による普及啓発、地域の食育推進事業の実施 2 みやぎの食育連携事業 <ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ食育コーディネーターの育成研修会及び活動支援等 		
計 画 期 間	R3年度～ R7年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/shokuiku4kiplan-main.html
担 当 課 室	健康推進課	電 話	022-211-2637

計 画 の 名 称	第4期宮城県がん対策推進計画		
趣 旨	がん患者を含めた県民の視点に立って、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定したもの。		
基 本 理 念	誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての県民とともにがんの克服と共生を目指す		
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> 1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 2 患者本位で持続可能ながん医療の提供 3 がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 4 これらを支える基盤の整備 		
計 画 期 間	R6年度～ R11年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/keikakutop.html
担 当 課 室	健康推進課	電 話	022-211-2638

計 画 の 名 称	第3期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画		
趣 旨	宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例に規定する基本的な計画として、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するため策定したもの		
基 本 理 念	—		
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> 1 乳幼児期及び少年期の歯科口腔保健対策の重点化 2 歯周病予防対策の強化 3 要介護者、障害児・者への歯科口腔保健対策の充実 4 施策の展開による連携づくりの推進 		
計 画 期 間	R6年度～ R17年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/sikahoken.html
担 当 課 室	健康推進課	電 話	022-211-2623

計 画 の 名 称	第2期宮城県循環器病対策推進計画		
趣 旨	県の循環器病対策の基本的な方向性を示し、循環器病に関わる施策を更に推進するために策定したもの		
基 本 理 念	—		
具 体 的 な 取 組	1 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発 2 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実 3 循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備		
計 画 期 間	R6年度～ R11年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/junkanki3.html
担 当 課 室	健康推進課	電 話	022-211-2638

計 画 の 名 称	宮城県感染症予防計画		
趣 旨	感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定めるため策定		
基 本 理 念	—		
具 体 的 な 取 組	1 平時から感染症発生・まん延に備える事前対応型行政の構築 2 感染症の予防及び治療と患者等の人権の尊重の両立 3 感染症連携協議会を通じた関係機関との意思疎通・情報共有・連携 4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応 5 新興感染症の発生に備えるための医療措置協定の締結		
計 画 期 間	R6年度～ R11年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/yoboukeikaku.html
担 当 課 室	疾病・感染症対策課	電 話	022-211-2632

計 画 の 名 称	宮城県アレルギー疾患対策推進計画		
趣 旨	アレルギー疾患対策基本法及びアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針に基づき、アレルギー疾患対策を総合的に推進するため策定。		
基 本 理 念	これまでの取組・課題を踏まえ、アレルギー疾患対策に係る施策を総合的に推進することにより、県民の健康の維持増進と、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す。		
具 体 的 な 取 組	1 アレルギー疾患の発症・重症化の予防 2 適切な医療を受けられる体制の確保 3 患者・家族の生活の質の維持向上		
計 画 期 間	R7年度～ R11年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/allergykyotenhp.html
担 当 課 室	疾病・感染症対策課	電 話	022-211-2636

計 画 の 名 称	みやぎこども幸福計画（令和7年度～令和11年度）		
趣 旨	みやぎの将来を担うこどもの健全な育成と、こどもを生き育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するため、国のこども大綱及びみやぎ子ども・子育て県民条例に基づく基本的施策等について定めるもの。		
基 本 理 念	誰もが安心してこどもを産み育て、すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されず、愛情に包まれ、夢と希望を持って、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくりを目指す。		
具体的な取組	<p>1 ライフステージを通じた重要事項</p> <p>①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等、②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり、③こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供、④こどもの貧困対策、⑤障害児支援・医療的ケア児等への支援、⑥児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援、⑦こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組、⑧東日本大震災により影響を受けたこども・若者への支援</p> <p>2 ライフステージ別の重要事項</p> <p>①こどもの誕生前から幼児期まで、②学童期・思春期、③青年期</p> <p>3 子育て当事者への支援に関する重要事項</p> <p>①子育てや教育に関する経済的負担の軽減、②地域子育て支援、家庭教育支援、③共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大、④ひとり親家庭への支援</p>		
計 画 期 間	R7年度～ R11年度	掲 載 URL	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/index.html
担 当 課 室	子育て社会推進課	電 話	022-211-2342

計 画 の 名 称	困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援並びにDV防止に関する基本計画		
趣 旨	困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを旨とするとともに、深刻化する配偶者からの暴力等（以下、「DV」という。）の被害の現状に鑑み、県・市町村・関係機関及び地域社会が連携して、DVの防止に努め、被害者の自立支援を促進するために策定するもの。		
基 本 理 念	<p>①困難な問題を抱える女性及び DV 被害者の人権擁護並びに男女が共に理解し合える社会の実現</p> <p>②女性が安心して自立して暮らせる社会の実現</p> <p>③配偶者からの暴力等を容認しない社会の実現</p>		
具体的な取組	<p>①困難な問題を抱える女性及びDV被害者等の相談・保護体制の充実</p> <p>②困難な問題を抱える女性及びDV被害者等の自立に向けた支援</p> <p>③困難な問題を抱える女性の家庭に育つ子どもへの支援及びDVの家庭に育つ子どもの安全・安心の確保</p> <p>④民間支援団体との連携・協働</p> <p>⑤暴力を許さない社会の形成</p>		
計 画 期 間	R6年度～ R10年度	掲 載 URL	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/kihonkeikaku.html
担 当 課 室	子ども・家庭支援課	電 話	022-211-2633

計 画 の 名 称	宮城県社会的養育推進計画		
趣 旨	家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念のもと、こどもの最善の利益を実現していくための新たな計画として策定するもの。		
基 本 理 念	こどもの最善の利益の実現に向けて、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の理念に基づく各種施策・取組の推進により、こども一人一人が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長・自己実現できる宮城県を目指す。		
具 体 的 な 取 組	1 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）、2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組、3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組、4 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み、5 一時保護改革に向けた取組、6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組、7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組、8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組、9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組、10 児童相談所の強化等に向けた取組、11 障害児入所施設における支援		
計 画 期 間	R7年度～ R11年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/syakaitekiyouiku.html
担 当 課 室	子ども・家庭支援課	電 話	022-211-2532

計 画 の 名 称	みやぎ障害者プラン		
趣 旨	障害者基本法第11条第2項に定める、障害者のための施策に関する基本的な計画であるとともに、県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」に掲げられた政策の方向性等を実施するための個別計画として策定するもの。		
基 本 理 念	だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり		
具 体 的 な 取 組	【施策体系】・共に生活するために ・いきいきと生活するために ・安心して生活するために		
計 画 期 間	R6年度～ R11年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/miyagi-dpw-plan2024.html
担 当 課 室	障害福祉課	電 話	022-211-2538

計 画 の 名 称	宮城県障害福祉計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）		
趣 旨	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画として策定するもの。		
基 本 理 念	（1）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援、（2）市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等、（3）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備、（4）地域共生社会の実現に向けた取組、（5）障害児の健やかな育成のための発達支援、（6）障害福祉人材の確保・定着、（7）障害者の社会参加を支える取組定着		
具 体 的 な 取 組	・障害のある人に対するサービス等の提供体制の確保 ・障害福祉サービス等の質の向上 ・地域生活支援事業の実施		
計 画 期 間	R6年度～ R8年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/dpwplan-vol7.html
担 当 課 室	障害福祉課	電 話	022-211-2538

計 画 の 名 称	第五期宮城県工賃向上支援計画		
趣 旨	一般就労が困難で福祉的就労を行う障害のある人にとって、就労継続支援事業所等での工賃水準の向上が重要であることから、市町村等と連携しながら、継続的な工賃水準の引き上げに向けた取組を進め、新たに策定された国の指針等を踏まえて、本計画を策定。		
基 本 理 念	障害のある人でも自らの個性や能力を活かしながら、自分らしく生きがいを持って生活できる社会を目指す。(みやぎ障害者プラン第2章第3節3)		
具 体 的 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工賃水準の上昇に向けた相談体制の整備、経営コンサルタント等の派遣 (2) 事業所職員の意識改革やスキルアップを目的とした研修会等の開催 (3) 共同受注の促進と組織の支援 (4) 県内企業・団体による発注体制の構築 (5) 行政機関等からの発注の促進 (6) ICT活用・デジタル関連分野への進出支援 (7) 農福連携の推進 (8) 市町村及び企業との連携等による支援 (9) 事業所指導における助言・支援等の積極的な関与 (10) PR活動等の展開による支援 		
計 画 期 間	R6年度～ R8年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/5keikaku.html
担 当 課 室	障害福祉課	電 話	022-211-2541

計 画 の 名 称	宮城県自死対策計画		
趣 旨	本県の総合的な自死対策の方向性と具体的な取組を示すもの。 (現計画は当初計画を見直し、令和6年3月に策定したもの)		
基 本 理 念	<ul style="list-style-type: none"> 1 非常事態はいまだ続いている 2 自死の多くが追い込まれた末の死である 3 自死の多くは防ぐことができる社会的問題である 4 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進 5 地域課題に応じた実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する 		
具 体 的 な 取 組	(重点施策) <ul style="list-style-type: none"> (1) 東日本大震災の被災者への自死対策を推進する (2) 健康問題による自死対策を推進する (3) 勤務・経営問題による自死対策を推進する (4) 高齢者の自死対策を推進する (5) 経済的・社会的困窮による自死対策を推進する (6) 子ども・若者の自死対策を更に推進する (7) 女性の自死対策を更に推進する 		
計 画 期 間	H30年度～ R8年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seihosui/miyagi-scplan.html
担 当 課 室	精神保健推進室	電 話	022-211-2518

計 画 の 名 称	宮城県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）		
趣 旨	総合的なアルコール健康障害対策の方向性と具体的な取組を示すもの。		
基 本 理 念	1 アルコール健康障害の発生、進行、再発の各段階に応じた防止対策の実施と当事者・その家族の円滑な生活の営みを支援 2 アルコール健康障害に関連する、飲酒運転、暴力、虐待、自死等に関する施策との有機的な連携の推進		
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり ・誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる相談支援体制づくり ・医療の充実と連携の促進 ・アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり ・人材の確保・育成 		
計 画 期 間	R6年度～ R10年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seihosui/alcohol-plan2top.html
担 当 課 室	精神保健推進室	電 話	022-211-2518

計 画 の 名 称	宮城県ギャンブル等依存症対策推進計画		
趣 旨	総合的なギャンブル等依存症対策の方向性と具体的な取組を示すもの。		
基 本 理 念	1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援する 2 ギャンブル等依存症が多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するために、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図る		
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい知識の普及及び不適切なギャンブル等を防止する社会づくり ・誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる相談支援体制づくり ・医療の充実と連携の促進 ・ギャンブル等依存症者等が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり ・人材の確保・育成 		
計 画 期 間	R6年度～ R8年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seihosui/gambling-plan_top.html
担 当 課 室	精神保健推進室	電 話	022-211-2518

計 画 の 名 称	宮城県薬物乱用対策推進計画（第6期）		
趣 旨	行政機関だけでなく、県民、事業者、民間団体等が一体となって、薬物乱用対策を推進していくための基本的な方向性を示した指針。		
基 本 理 念	「薬物乱用のないみやぎ」を目指し、総合的かつ明確な目標を定め、薬物乱用対策を推進する。		
具体的な取組	「啓発強化と薬物乱用未然防止の推進」、「薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用対策の推進」、「指導取締り・水際対策の徹底」の3つの基本目標を掲げ、関係機関が連携して各施策に取り組む。		
計 画 期 間	R6年度～ R10年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/yakurantaisaku.html
担 当 課 室	薬務課	電 話	022-211-2653

計 画 の 名 称	宮城県国民健康保険運営方針（第3期）		
趣 旨	国民健康保険法に基づき、県が行う国民健康保険の安定的な財政運営、各市町村が担う事務の広域的・効率的な運営の推進を図るため策定		
基 本 理 念	—		
具 体 的 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的な保険料（税）水準の統一 ・ 市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施 ・ 市町村における保険給付の適正な実施 ・ 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進 		
計 画 期 間	R6 年度～ R11 年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kkh-iryuu/uneihousin.html
担 当 課 室	国保医療課	電 話	022-211-2456

5 指定管理施設の概要

指定管理施設一覧

No.	施設の名称	位置	施設数	指定管理者	所管課(室)	指定期間	掲載頁
1	みやぎハートフルセンター	仙台市	1	みやぎハートフルセンター 管理運営共同事業体	社会福祉課	R6.4 ～R9.3 (3年)	87
2	宮城県介護研修センター	黒川郡 大和町	1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	長寿社会政策課	R6.4 ～R11.3 (5年)	87
3	宮城県さくらハイツ	仙台市	1	社会福祉法人宮城県福祉事業協会	子ども・家庭支援課	R8.4 ～R13.3 (5年)	87
4	宮城県コスモスハウス	仙台市	1	社会福祉法人宮城県福祉事業協会	子ども・家庭支援課	R8.4 ～R13.3 (5年)	87
5	宮城県障害者福祉センター	仙台市	1	社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会	障害福祉課	R6.4 ～R11.3 (5年)	88
6	宮城県障害者総合体育センター	仙台市	1	社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会	障害福祉課	R6.4 ～R11.3 (5年)	88
7	宮城県視覚障害者情報センター	仙台市	1	公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会	障害福祉課	R6.4 ～R11.3 (5年)	88
8	宮城県啓佑学園	仙台市	1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	障害福祉課	R8.4 ～R13.3 (5年)	88
9	宮城県船形の郷	黒川郡 大和町	1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	障害福祉課	R6.4 ～R11.3 (5年)	89
10	宮城県第二啓佑学園	仙台市	1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	障害福祉課	R8.4 ～R13.3 (5年)	89
11	宮城県七ツ森希望の家	黒川郡 大和町	1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	障害福祉課	R8.4 ～R13.3 (5年)	89
12	宮城県援護寮	大崎市	1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	障害福祉課	R4.4 ～R9.3 (5年)	89

施設名	みやぎハートフルセンター			
所在地	仙台市青葉区上杉3丁目3-1	連絡先	022-354-8147	
URL	https://www.miyagi-hfc.net/			
指定管理者	みやぎハートフルセンター管理運営共同事業体	指定期間	R6.4~R9.3(3年)	
施設の目的	社会福祉に関する活動のための施設を設置し、県民の福祉の増進に資する活動を支援する。			
担当課室	社会福祉課	担当班	団体指導班	電話 022-211-2516

施設名	宮城県介護研修センター			
所在地	黒川郡大和町吉田字上童子沢21	連絡先	022-341-1102	
URL	https://fukushi.miyagi-sfk.net/kkc/			
指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	指定期間	R6.4~R11.3(5年)	
施設の目的	高齢社会に向けて県民の皆様がお互いに支えあい、共に暮すため、介護講座等の開催を通じて社会福祉従事者、在宅介護者等への介護知識・技術の普及を図るとともに、介護機器の展示・相談体制を整備し、介護機器の普及を図るための拠点施設として機能の充実、強化を図ることを目的とする。			
担当課室	長寿社会政策課	担当班	企画推進班	電話 022-211-2536

施設名	宮城県さくらハイツ			
所在地	仙台市	連絡先	—	
URL	—			
指定管理者	社会福祉法人宮城県福祉事業協会	指定期間	R8.4~R13.3(5年)	
施設の目的	「児童福祉法」第7条第1項に規定する母子生活支援施設で、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその女子の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、生活を支援することによりその自立を促進し、あわせて退所した女子について相談その他の援助を行う施設。			
担当課室	子ども・家庭支援課	担当班	家庭生活支援班	電話 022-211-2633

施設名	宮城県コスモスハウス			
所在地	仙台市	連絡先	—	
URL	—			
指定管理者	社会福祉法人宮城県福祉事業協会	指定期間	R8.4~R13.3(5年)	
施設の目的	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第12条に規定する女性自立支援施設で、配偶者からの暴力など様々な事情により日常生活又は社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性を保護する施設。			
担当課室	子ども・家庭支援課	担当班	家庭生活支援班	電話 022-211-2633

施設名	宮城県障害者福祉センター			
所在地	仙台市宮城野区幸町4丁目6-2	連絡先	022-291-1585	
URL	https://miyasyoufuku.com/			
指定管理者	社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会	指定期間	R6.4~R11.3(5年)	
施設の目的	障害者の各種相談に応じ、必要な助言並びに関係各機関への連絡など、障害者に対して必要な便宜を供与するとともに、障害者の福祉に関する研修及びボランティア養成等を行い、障害者の総合的な福祉の増進を図る。			
担当課室	障害福祉課	担当班	地域生活支援班	電話 022-211-2541

施設名	宮城県障害者総合体育センター			
所在地	仙台市宮城野区幸町4丁目6-1	連絡先	022-295-6550	
URL	https://miyasyotai.com/			
指定管理者	社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会	指定期間	R6.4~R11.3(5年)	
施設の目的	障害者のスポーツ振興及び普及を図り、もって障害者の心身の健全な発達並びに自立及び社会参加の促進に資する。			
担当課室	障害福祉課	担当班	地域生活支援班	電話 022-211-2541

施設名	宮城県視覚障害者情報センター			
所在地	仙台市青葉区上杉六丁目5番1号	連絡先	022-234-4047	
URL	https://www.miyagi-sikaku.org/			
指定管理者	公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会	指定期間	R6.4~R11.3(5年)	
施設の目的	視覚障害のある方への点字・録音刊行物の製作、最新情報の提供や日常生活における各種の相談及び奉仕員の養成等を行うことにより、視覚障害者の福祉の増進を図る。			
担当課室	障害福祉課	担当班	地域生活支援班	電話 022-211-2541

施設名	宮城県啓佑学園			
所在地	仙台市泉区南中山五丁目2番1号	連絡先	022-379-5001	
URL	https://fukushi.miyagi-sfk.net/chuo/chuo-office/keiyuugakuen/			
指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	指定期間	R8.4~R13.3(5年)	
施設の目的	施設に入所した障害児に対し、保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行う。			
担当課室	障害福祉課	担当班	施設支援班	電話 022-211-2544

施設名	宮城県船形の郷		
所在地	黒川郡大和町吉田字上童子沢2 1	連絡先	022-345-3282
U R L	https://fukushi.miyagi-sfk.net/sato/		
指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協 議会	指定期間	R6.4~R11.3(5年)
施設の目的	施設に入所した障害者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供、その他の障害福祉サービスを提供する。		
担当課室	障害福祉課	担当班	施設支援班 電話 022-211-2544

施設名	宮城県第二啓佑学園		
所在地	仙台市泉区南中山五丁目2番1 号	連絡先	022-379-5001
U R L	https://fukushi.miyagi-sfk.net/chuo/chuo-office/dainikeiyuugakuen/		
指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協 議会	指定期間	R8.4~R13.3(5年)
施設の目的	施設に入所した障害者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供、その他の障害福祉サービスを提供する。		
担当課室	障害福祉課	担当班	施設支援班 電話 022-211-2544

施設名	宮城県七ツ森希望の家		
所在地	黒川郡大和町吉田字上童子沢2 1	連絡先	022-345-3701
U R L	https://fukushi.miyagi-sfk.net/senk/senk-office/kibounoie/		
指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協 議会	指定期間	R8.4~R13.3(5年)
施設の目的	在宅心身障害者及び介護者の保養並びに介護者の療育に対する支援を行うとともに、在宅心身障害者の緊急一時保護を行う。		
担当課室	障害福祉課	担当班	施設支援班 電話 022-211-2544

施設名	宮城県援護寮		
所在地	大崎市古川旭五丁目7番21号	連絡先	0229-23-1513
U R L	https://fukushi.miyagi-sfk.net/kenp/office/engoryou/		
指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協 議会	指定期間	R4.4~R9.3(5年)
施設の目的	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間にわたり、生活能力の向上のために必要な訓練及び支援を行う。		
担当課室	障害福祉課	担当班	施設支援班 電話 022-211-2544

6 附属機関の概要

保健福祉部付属機関一覧

No.	附属機関の名称	設置年度	所管課室	頁
1	宮城県社会福祉審議会	S26	保健福祉総務課	95
2	宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会	H21	社会福祉課	95
3	宮城県医療審議会	S23	医療政策課	95
4	宮城県衛生検査所精度管理専門委員会	H17	医療政策課	95
5	宮城県救急医療協議会	H17	医療政策課	95
6	宮城県周産期医療協議会	H26	医療政策課	96
7	宮城県小児医療協議会	H26	医療政策課	96
8	宮城県地域医療介護総合確保推進委員会	H27	医療政策課	96
9	地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会	H17	県立病院再編室	96
10	地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会	H22	県立病院再編室	96
11	宮城県准看護師試験委員	S26	医療人材対策室	97
12	宮城県地域医療対策協議会	R1	医療人材対策室	97
13	宮城県介護保険審査会	H11	長寿社会政策課	97
14	みやぎ高齢者元気プラン推進委員会	H17	長寿社会政策課	97
15	宮城県福祉有償運送運営協議会	H18	長寿社会政策課	97
16	宮城県介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会	H18	長寿社会政策課	98
17	宮城県高齢者権利擁護推進委員会	H20	長寿社会政策課	98
18	宮城県生活習慣病検診管理指導協議会	H17	健康推進課	98
19	宮城県歯科保健推進協議会	H17	健康推進課	98
20	みやぎ21健康プラン推進協議会	H17	健康推進課	98
21	宮城県食育推進会議	H18	健康推進課	99
22	宮城県がん対策推進協議会	H19	健康推進課	99
23	宮城県がん登録情報利用等審議会	H28	健康推進課	99

24	宮城県循環器病対策推進協議会	R7	健康推進課	99
25	宮城県感染症診査協議会	H11	疾病・感染症対策課	99
26	宮城県感染症対策委員会	H17	疾病・感染症対策課	100
27	宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会	H17	疾病・感染症対策課	100
28	宮城県肝炎対策協議会	H19	疾病・感染症対策課	100
29	宮城県慢性疾病児童等地域支援協議会	H27	疾病・感染症対策課	100
30	宮城県次世代育成支援対策地域協議会	H17	子育て社会推進課	100
31	宮城県子ども・子育て会議	H25	子育て社会推進課	101
32	宮城県幼保連携型認定こども園審議会	H27	子育て社会推進課	101
33	宮城県障害者施策推進協議会	S47	障害福祉課	101
34	宮城県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会	R3	障害福祉課	101
35	宮城県リハビリテーション協議会	H17	障害福祉課	101
36	宮城県障害者介護給付費等不服審査会	H18	障害福祉課	102
37	宮城県障害児通所給付費等不服審査会	H24	障害福祉課	102
38	宮城県精神医療審査会	S63	精神保健推進室	102
39	宮城県精神保健福祉審議会	H18	精神保健推進室	102
40	宮城県自然環境保全審議会温泉部会	S23	薬務課	102
41	宮城県麻薬中毒審査会	S28	薬務課	103
42	宮城県薬事審議会	S38	薬務課	103
43	宮城県献血推進協議会	H18	薬務課	103
44	宮城県指定薬物審査会	H27	薬務課	103
45	宮城県国民健康保険審査会	S37	国保医療課	103
46	宮城県後期高齢者医療審査会	H20	国保医療課	104
47	宮城県国民健康保険運営協議会	H29	国保医療課	104

附属機関の名称		宮城県社会福祉審議会		設置年度	昭和26年度	
根拠法令等	社会福祉法第7条第1項(昭和26年法律第45号)及び宮城県社会福祉審議会条例第1条	設置目的	社会福祉に関する事項を調査審議するための宮城県社会福祉審議会を設置する。	委員数	25	
担当課室	保健福祉総務課	担当班	保健福祉政策班	電話	022-211-2507	

附属機関の名称		宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会		設置年度	平成21年度	
根拠法令等	福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、福祉サービス第三者評価を行う事業の推進に関する重要事項を調査、審議する。	委員数	10	
担当課室	社会福祉課	担当班	団体指導班	電話	022-211-2516	

附属機関の名称		宮城県医療審議会		設置年度	昭和23年度	
根拠法令等	医療法第72条 医療法施行令第5条の16～22 宮城県医療審議会運営要綱	設置目的	医療法の規定によりその権限に属する事項(医療計画、医療法人の設立・解散等)を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。	委員数	19	
担当課室	医療政策課	担当班	医務班	電話	022-211-2614	

附属機関の名称		宮城県衛生検査所精度管理専門委員会		設置年度	平成17年度	
根拠法令等	衛生検査所精度管理専門委員会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、衛生検査所の精度管理に関する重要事項を審議する。	委員数	4	
担当課室	医療政策課	担当班	医務班	電話	022-211-2614	

附属機関の名称		宮城県救急医療協議会		設置年度	平成17年度	
根拠法令等	救急医療協議会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、救急医療体制の充実強化に関する重要事項を調査審議する。	委員数	18	
担当課室	医療政策課	担当班	地域医療第一班	電話	022-211-2622	

附属機関の名称		宮城県周産期医療協議会		設置年度	平成26年度	
根拠法令等	周産期医療協議会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、周産期医療体制の充実強化に関する重要事項を調査審議する。	委員数	10	
担当課室	医療政策課	担当班	地域医療第一班	電話	022-211-2622	

附属機関の名称		宮城県小児医療協議会		設置年度	平成26年度	
根拠法令等	小児医療協議会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、小児医療体制の充実強化に関する重要事項を調査審議する。	委員数	10	
担当課室	医療政策課	担当班	地域医療第一班	電話	022-211-2622	

附属機関の名称		宮城県地域医療介護総合確保推進委員会		設置年度	平成27年度	
根拠法令等	地域医療介護総合確保推進委員会条例	設置目的	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条の規定による都道府県計画について、広く有識者からの意見聴取を行う。	委員数	18	
担当課室	医療政策課	担当班	企画推進班	電話	022-211-2618	

附属機関の名称		地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会		設置年度	平成17年度	
根拠法令等	地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会条例	設置目的	中期目標及び中期計画の作成・認可並びに業務実績評価に係る意見提示などを行う。	委員数	7	
担当課室	県立病院再編室	担当班	病院事業班	電話	022-211-2613	

附属機関の名称		地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会		設置年度	平成22年度	
根拠法令等	地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会条例	設置目的	中期目標及び中期計画の作成・認可並びに業務実績評価に係る意見提示などを行う。	委員数	10	
担当課室	県立病院再編室	担当班	病院事業班	電話	022-211-2613	

附属機関の名称		宮城県准看護師試験委員		設置年度	昭和26年度	
根拠法令等	保健師助産師看護師法第25条 准看護師試験委員条例	設置目的	准看護師試験の実施に関する事務をつかさどる。		委員数	5
担当課室	医療人材対策室	担当班	看護班	電話	022-211-2615	

附属機関の名称		宮城県地域医療対策協議会		設置年度	令和元年度	
根拠法令等	医療法第30条の23 地域医療対策協議会条例	設置目的	医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施について調査審議する。		委員数	17
担当課室	医療人材対策室	担当班	医師定着推進班	電話	022-211-2692	

附属機関の名称		宮城県介護保険審査会		設置年度	平成11年度	
根拠法令等	介護保険法第184条 介護保険審査会条例	設置目的	保険者（市町村）の行う行政処分（保険料の賦課、要介護認定等）に対する不服申立の審理・裁決を行う。		委員数	18
担当課室	長寿社会政策課	担当班	地域包括ケア推進班	電話	022-211-2552	

附属機関の名称		みやぎ高齢者元気プラン推進委員会		設置年度	平成17年度	
根拠法令等	みやぎ高齢者元気プラン 推進委員会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、みやぎ高齢者元気プラン（高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画）に関する重要事項を調査審議する。		委員数	15
担当課室	長寿社会政策課	担当班	企画推進班	電話	022-211-2536	

附属機関の名称		宮城県福祉有償運送運営協議会		設置年度	平成18年度	
根拠法令等	道路運送法施行規則 第51条の7 福祉有償運送運営 協議会条例	設置目的	福祉有償運送の必要性その他福祉有償運送の運営に関する重要事項を審議する。		委員数	9
担当課室	長寿社会政策課	担当班	企画推進班	電話	022-211-2536	

附属機関の名称		宮城県介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会		設置年度	平成18年度	
根拠法令等	介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会条例	設置目的	介護予防に関する事業の評価及び介護予防に関する事業について市町村に対して行う支援に関する重要事項を調査し、審議する。		委員数	15
担当課室	長寿社会政策課	担当班	地域包括ケア推進班	電話	022-211-2552	

附属機関の名称		宮城県高齢者権利擁護推進委員会		設置年度	平成20年度	
根拠法令等	高齢者権利擁護推進委員会条例	設置目的	高齢者虐待の防止、その他高齢者の権利擁護の推進に関する重要事項を調査、審議する。		委員数	9
担当課室	長寿社会政策課	担当班	企画推進班	電話	022-211-2536	

附属機関の名称		宮城県生活習慣病検診管理指導協議会		設置年度	平成17年度	
根拠法令等	生活習慣病検診管理指導協議会条例（平成17年宮城県条例第63号）	設置目的	生活習慣病検診の実施方法及び精度管理に関する重要事項を審議する。		委員数	11
担当課室	健康推進課	担当班	健康推進第二班	電話	022-211-2624	

附属機関の名称		宮城県歯科保健推進協議会		設置年度	平成17年度	
根拠法令等	歯科保健推進協議会条例（平成17年宮城県条例第64号）	設置目的	歯と口腔の健康づくりの推進に関する重要事項を審議する。		委員数	12
担当課室	健康推進課	担当班	健康推進第一班	電話	022-211-2623	

附属機関の名称		みやぎ21健康プラン推進協議会		設置年度	平成17年度	
根拠法令等	みやぎ21健康プラン推進協議会条例（平成17年宮城県条例第62号）	設置目的	みやぎ21健康プランの推進に関する重要事項を審議する。		委員数	16
担当課室	健康推進課	担当班	健康推進第二班	電話	022-211-2624	

附属機関の名称		宮城県食育推進会議		設置年度	平成18年度	
根拠法令等	食育推進会議条例（平成18年宮城県条例第31号）	設置目的	食育基本法（平成17年法律第63号）第32条第1項の規定による、県食育推進計画の作成及びその実施を推進する。	委員数	15	
担当課室	健康推進課	担当班	食育・栄養班	電話	022-211-2637	

附属機関の名称		宮城県がん対策推進協議会		設置年度	平成19年度	
根拠法令等	がん対策推進協議会条例（平成19年宮城県条例第36号）	設置目的	宮城県がん対策推進計画の策定その他がん対策の推進に関する重要事項を審議する。	委員数	15	
担当課室	健康推進課	担当班	がん・循環器病対策班	電話	022-211-2638	

属機関の名称		宮城県がん登録情報利用等審議会		設置年度	平成28年度	
根拠法令等	がん登録情報利用等審議会条例（平成28年宮城県条例第27号）	設置目的	がん登録等により得られた情報の利用、提供及び匿名化に関する事項を調査審議する。	委員数	7	
担当課室	健康推進課	担当班	がん・循環器病対策班	電話	022-211-2638	

附属機関の名称		宮城県循環器病対策推進協議会		設置年度	令和7年度	
根拠法令等	循環器病対策推進協議会条例（令和7年宮城県条例第22号）	設置目的	宮城県循環器病対策推進計画の策定その他循環器病対策の推進に関する重要事項を審議する。	委員数	-	
担当課室	健康推進課	担当班	がん・循環器病対策班	電話	022-211-2638	

附属機関の名称		宮城県感染症診査協議会		設置年度	平成11年度	
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	設置目的	感染症の患者に対する就業制限、入院勧告及び公費負担等に関し、必要な事項を審議する。	委員数	6	
担当課室	疾病・感染症対策課	担当班	感染症対策第一班	電話	022-211-2632	

附属機関の名称		宮城県感染症対策委員会		設置年度	平成17年度	
根拠法令等	感染症対策委員会条例（平成17年宮城県条例第117号）	設置目的	感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する重要事項を審議する。	委員数	9	
担当課室	疾病・感染症対策課	担当班	感染症対策第一班	電話	022-211-2632	

附属機関の名称		宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会		設置年度	平成17年度	
根拠法令等	指定難病等及び遷延性治療対策協議会条例（平成17年宮城県条例第65号）	設置目的	指定難病及び小児慢性特定疾病の患者等に対する医療費の支給並びに特定疾患、先天性血液凝固因子障害等、スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ並びに遷延性意識障害に関する治療研究事業の適正かつ円滑な推進について審議する。	委員数	30	
担当課室	疾病・感染症対策課	担当班	難病対策班	電話	022-211-2636	

附属機関の名称		宮城県肝炎対策協議会		設置年度	平成19年度	
根拠法令等	肝炎対策協議会条例（平成19年宮城県条例第33号）	設置目的	肝炎ウイルス検査、肝炎医療体制充実強化その他肝炎対策の推進に関する重要事項を審議する。	委員数	9	
担当課室	疾病・感染症対策課	担当班	感染症対策第一班	電話	022-211-2632	

附属機関の名称		宮城県慢性疾患児童等地域支援協議会		設置年度	平成27年度	
根拠法令等	慢性疾患児童等地域支援協議会条例（平成27年宮城県条例第34号）	設置目的	小児慢性特定疾患児童等その他の長期にわたり療養を必要とする疾病にかかっている児童等に対する地域における支援に関する重要事項を審議する。	委員数	13	
担当課室	疾病・感染症対策課	担当班	難病対策班	電話	022-211-2636	

附属機関の名称		宮城県次世代育成支援対策地域協議会		設置年度	平成17年度	
根拠法令等	次世代育成支援対策推進法第2条 次世代育成支援対策地域協議会条例	設置目的	次世代育成支援対策の推進に関する重要事項を審議する。	委員数	15	
担当課室	子育て社会推進課	担当班	子ども政策班	電話	022-211-2342	

附属機関の名称		宮城県子ども・子育て会議		設置年度	平成25年度	
根拠法令等	子ども・子育て支援法第72条第4項 子ども・子育て会議条例	設置目的	子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。	委員数	20	
担当課室	子育て社会推進課	担当班	子ども政策班	電話	022-211-2342	

附属機関の名称		宮城県幼保連携型認定こども園審議会		設置年度	平成27年度	
根拠法令等	幼保連携型認定こども園審議会条例	設置目的	幼保連携型認定こども園の設置認可等に関する事項を調査審議する。	委員数	6	
担当課室	子育て社会推進課	担当班	保育支援班	電話	022-211-2529	

附属機関の名称		宮城県障害者施策推進協議会		設置年度	昭和47年度	
根拠法令等	障害者基本法第36条第1項	設置目的	宮城県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査・協議する。	委員数	19	
担当課室	障害福祉課	担当班	企画推進班	電話	022-211-2538	

附属機関の名称		宮城県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会		設置年度	令和3年度	
根拠法令等	障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例	設置目的	知事の求めに応じ、事業者による障害を理由とする差別に関し、調査しあわせんを行う。	委員数	10	
担当課室	障害福祉課	担当班	企画推進班	電話	022-211-2538	

附属機関の名称		宮城県リハビリテーション協議会		設置年度	平成17年度	
根拠法令等	リハビリテーション協議会条例	設置目的	リハビリテーションに係る総合的な施策の推進に関する重要事項を審議する。	委員数	20	
担当課室	障害福祉課	担当班	地域生活支援班	電話	022-211-2541	

附属機関の名称		宮城県障害者介護給付費等不服審査会		設置年度	平成18年度	
根拠法令等	・ 障害者総合支援法第98条第1項 ・ 障害者介護給付費等不服審査会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、介護給付費または地域相談支援給付費等に関する処分の審理に関し、公正かつ中立な審査を行う。	委員数	10	
担当課室	障害福祉課	担当班	運営指導班	電話	022-211-2558	

附属機関の名称		宮城県障害児通所給付費等不服審査会		設置年度	平成24年度	
根拠法令等	・ 児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する障害者総合支援法第98条第1項 ・ 障害児通所給付費等不服審査会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に関する処分の審理に関し、公正かつ中立な審査を行う。	委員数	10	
担当課室	障害福祉課	担当班	運営指導班	電話	022-211-2558	

附属機関の名称		宮城県精神医療審査会		設置年度	昭和63年度	
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条	設置目的	精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保する。	委員数	30	
担当課室	精神保健推進室	担当班	精神保健推進班	電話	022-211-2518	

附属機関の名称		宮城県精神保健福祉審議会		設置年度	平成18年度	
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項 精神保健福祉審議会条例	設置目的	精神保健福祉施策推進に必要な各事項について審議し、県に対して意見を具申する。	委員数	19	
担当課室	精神保健推進室	担当班	精神保健推進班	電話	022-211-2518	

附属機関の名称		宮城県自然環境保全審議会温泉部会		設置年度	昭和23年度	
根拠法令等	温泉法第32条 自然環境保全審議会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、温泉掘削等申請に係る処分等について審議する。	委員数	10	
担当課室	薬務課	担当班	薬事温泉班	電話	022-211-2652	

附属機関の名称		宮城県麻薬中毒審査会		設置年度	昭和28年度	
根拠法令等	麻薬及び向精神薬取締法第58条の13 麻薬中毒審査会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、麻薬中毒者の入院継続の適否について審議する。	委員数	5	
担当課室	薬務課	担当班	監視麻薬班	電話	022-211-2653	

附属機関の名称		宮城県薬事審議会		設置年度	昭和38年度	
根拠法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第3条 薬事審議会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項について調査審議する。	委員数	15	
担当課室	薬務課	担当班	薬事温泉班	電話	022-211-2652	

附属機関の名称		宮城県献血推進協議会		設置年度	平成18年度	
根拠法令等	宮城県献血推進協議会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、献血の推進に関する重要事項について審議する。	委員数	20	
担当課室	薬務課	担当班	薬事温泉班	電話	022-211-2652	

附属機関の名称		宮城県指定薬物審査会		設置年度	平成27年度	
根拠法令等	宮城県薬物の濫用の防止に関する条例第20条	設置目的	知事の諮問に応じ、知事指定薬物の指定の適否について審議する	委員数	3	
担当課室	薬務課	担当班	監視麻薬班	電話	022-211-2653	

附属機関の名称		宮城県国民健康保険審査会		設置年度	昭和37年度	
根拠法令等	国民健康保険法第91～103条	設置目的	保険給付に関する処分(資格確認書等の交付等の求めに対する処分を含む。)又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分について不服がある者からの審査請求について審議する。	委員数	9	
担当課室	国保医療課	担当班	国保指導班	電話	022-211-2564	

附属機関の名称		宮城県後期高齢者医療審査会		設置年度	平成20年度	
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律 第128～130条	設置目的	後期高齢者医療給付に関する処分（資格確認書等の交付等の求めに対する処分を含む。）又は保険料その他この法律の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分について不服がある者からの審査請求について審議する。	委員数	9	
担当課室	国保医療課	担当班	医療指導班	電話	022-211-2565	

附属機関の名称		宮城県国民健康保険運営協議会		設置年度	平成29年度	
根拠法令等	国民健康保険法第11条	設置目的	国民健康保険事業の運営に関する方針の作成及び国民健康保険事業費納付金の徴収並びにその他国民健康保険事業の運営に関する重要事項について審議する。	委員数	11	
担当課室	国保医療課	担当班	国保指導班	電話	022-211-2564	

令和8年度保健福祉行政の概要

令和8年4月

編集

宮城県 保健福祉部 保健福祉総務課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL:022-211-2507 FAX:022-211-2595

E-mail:hohukse@pref.miyagi.lg.jp